

令和３年第２回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第１日目)

令和３年６月１５日（火曜日） 午前９時３０分開会

- | | | |
|-----|----------------|-------------------------------------|
| 第１ | 会議録署名議員の指名（４名） | |
| 第２ | 会期の決定 | |
| 第３ | 議案第３４号 | 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第３号）について |
| 第４ | 議案第３５号 | 令和３年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第１号）について |
| 第５ | 議案第３６号 | 令和３年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について |
| 第６ | 議案第３７号 | 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について |
| 第７ | 議案第３８号 | 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について |
| 第９ | 報告第４号 | 繰越明許費繰越計算書の提出について（令和２年度訓子府町一般会計予算） |
| 第１０ | 報告第５号 | 令和２年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について |
| 第１１ | 報告第６号 | 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について |
| 第１２ | 報告第７号 | 出納検査結果報告について |
| 第１３ | － | 所管事務調査について |
| 第１４ | － | 議員の派遣について |
| 第８ | 一般質問 | |

○出席議員（１０名）

1 番 余 湖 龍 三 君
 3 番 山 田 日出夫 君
 5 番 西 山 由美子 君
 7 番 泉 愉 美 君
 9 番 工 藤 弘 喜 君

2 番 西 森 信 夫 君
 4 番 仁 木 義 人 君
 6 番 須 河 徹 君
 8 番 谷 口 武 彦 君
 10 番 河 端 芳 恵 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和3年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、議会運営委員会で決定したマスク着用、手指消毒、換気対策の実施および一般質問の1人当たりの持ち時間を50分に短縮する内容により、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

また、本定例会から議会の録画配信を実施する関係で議場内において配信業務を委託する業者による撮影を許可しております。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が5件、報告2件であります。また、議長からの報告が2件、所管事務調査に関する議決が1件、さらに議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、西山由美子君、7番、泉愉美君、8番、谷口武彦君、9番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしておりますとおり議場においてもクールビズの実施ということで9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。どうぞ上着を脱いでいただいても結構です。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス対策に関しまして、国は5月31日までの期間、九つの都道府県を対象にインフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出し、北海道における対策と本町の対応等については、本年第3回の臨時町議会の招集挨拶の中で申し上げさせていただきました。

その後、国は新たに沖縄県を緊急事態宣言の対象に加え、その期間を6月20日までとする宣言の延長を決定いたしました。北海道では、その決定を受け従来の措置に加え、道外の人々の来道を控えていただく、公園等における集団の飲酒などの感染リスクが高い行動を控える等の追加措置を道民に要請し、理解、協力を求めたところでございます。

本町に対しましても北海道からの宣言延長に基づく道民への要請の周知についての依頼がありましたことから、情報収集を進めながら5月31日午前10時に訓子府町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、公共施設の休館や開館時間の短縮等を6月20日までの期間に延長する決定をし、ホームページ等では同日、新聞等では翌日朝刊から折り込みによりまして、お知らせをさせていただいたところでございます。

ワクチン接種に関しましては、5月16日からは75歳以上の高齢者の皆さんへのワクチン接種が開始されました。予約の際に電話がつながりにくい。インターネットでの予約が難しい等のご相談がございましたことから、訓子府町コロナワクチン接種対策班で予約のお手伝いをするとし、チラシなどで町民の皆さんにお知らせしながら、できる限りスムーズなワクチン接種の予約、実施に努めてきたところでございます。

6月11日時点でのワクチン接種の予約数は接種1回目の予約者数が1,592人、65歳以上の対象者の約86.1%の方が予約を済ましている状況でございます。実際にワクチン接種を済ませている方は6月11日時点で接種1回目の方が1,291名、うち接種2回目の方が340名となっております。毎週私も会場に行って状況を確認しておりますが、町民の皆さんのご協力は接種事業にご協力いただいている医師、看護師の皆さまの献身的なご努力により順調に接種事業が進められていると感じております。この後は、6月14日から16歳から64歳までの方に接種券を発送し、60歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方を対象に6月18日から6月24日までの期間を優先予約期間として予約を受け

付け、6月25日からはそれ以外の一般の方の予約を開始し、できる限り迅速で安心安全なワクチン接種に努めてまいりたいと思います。

冒頭申しましたようにワクチン接種開始は5月16日からおよそ1か月が経過いたしました。新聞報道等で大都市における混乱状況を見る時に、着実に接種が進んでいる小さな町の優位性、関係者の皆さんのご努力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも町議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さんのご協力をいただきながら、感染予防対策に万全を期し、ワクチン接種事業を着実に実施しながら、この緊急事態宣言下を乗り越えてまいりたいと考えております。

話は変わりますが、先週、認定こども園においてノロウイルスによる感染症胃腸炎患者が発生いたしました。感染症胃腸炎の集団発生は5月以降オホーツク管内で多数発生しており、認定こども園でも細心の注意を払っているところですが、6月3日以降、嘔吐症状による欠席園児が数名おりましたことから北見保健所に相談したところ提出した検体からノロウイルスが検出されたところでございます。現在までのところ感染の疑いのある園児20名、職員5名の計25名が嘔吐下痢症状で欠席しておりますが、いずれの園児、職員とも軽症で回復してきているとのことでございます。新型コロナウイルス感染症対策のため、施設自体は徹底した消毒措置がとられているところでございますが、今後もこども園はもとより各小中学校、子ども関連施設ともども、子どもたちの感染予防と健康管理に十分注意しながら運営に努めてまいります。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

はじめに一般会計の予算補正でございます。

歳出では、総務費の町有林管理事業で春の融雪により町有林の作業道で広範囲の洗堀被害があったことから、砂利運搬用の車両借上料の追加。

民生費の子育て支援事業では、北見市の認定こども園へ広域入所する園児が1名増えることから、広域入所負担金の追加。同じく子育て世帯等生活支援特別給付金事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対し、国からの給付金を支給するための経費を追加で計上。

農業費の農業基盤整備事業では、事業主体である北海道の予算配分による負担金追加のほか、下水道事業特別会計繰出金の追加。

商工費では、商工業振興対策一般事業で新型コロナウイルス感染防止対策を実施する町内店舗等の設備改修費の一部補助のため、新型コロナウイルス対策店舗改修補助金を追加。

土木費では、除雪専用車更新の契約金額確定によりまして、執行残の減額。

教育費では、語学指導助手配置事業で語学指導助手の産前産後育児休暇期間中に民間の派遣会社から語学指導助手の派遣を実施するための委託料の追加。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの特定財源のほか、財政調整基金を追加し、歳入歳出それぞれ5,506万3千円の追加を提案させていただいております。

次に、特別会計であります。

特別会計につきましては、前年度の国庫支出金返還金が確定したことから、歳入歳出それぞれ1,178万3千円の追加を提案させていただいております。

下水道事業特別会計につきましては、農業集落排水管理費の公共汚水柵の設置などにより、歳入歳出それぞれ224万5千円の追加を提案させていただいております。

次に、規約の変更でございます。北見地域介護認定審査会共同設置規約と北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の2本の規約変更を提案させていただいております。

次に、報告でございます。

1件目は、令和2年度訓子府町一般会計に関わる繰越明許費繰越計算書の報告を。

2件目は、条例に基づき、令和2年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告をさせていただきます。

以上、議案5件、報告2件を提案させていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。第2回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第34号、議案第35号、議案第36号

○議長（須河 徹君） この際、日程第3、議案第34号、日程第4、議案第35号、日程第5、議案第36号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第34号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第34号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について、提案を説明させていただきます。

令和3年度訓子府町一般会計補正予算については次に定めるものとし、第1条では歳入歳出それぞれ5,506万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ51億7,788万5千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については後ほど3ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条では、地方債の補正について規定しておりますが、その内容は2ページの第2表地方債補正の表をご覧いただきたいと思っております。

第2表 地方債の補正では、事業費等の増減により起債額が変更になった3本の事業であります。左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額を記載しております。

それぞれの事業における地方債の増減については、事項別明細書の歳入および歳出の中でその理由等を説明させていただきます。

ここで、11ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。このことに伴いまして、右端の下から3行目にありますように、令和3年度末の現在高見込額は54億3,933万3千円となっております。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、歳出を中心に行い、最後に歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

上の表の2款、1項、4目、公有林管理費の事業区分、町有林管理事業の使用料及び賃借料では、春の融雪により、本年度伐採事業を実施する林分の作業道で広範囲の路面洗堀が発生したため、復旧にかかる車両を借り上げるために51万3千円の追加。

次に、下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、広域入所者が1名増えたことに伴い広域入所負担金に不足が見込まれることから75万2千円を追加。

その下の子育て世帯生活支援特別給付金事業では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するため「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給いたします。

主な対象者でございますが、ひとり親世帯以外の子育て世帯で、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し令和3年度の住民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者などでございます。給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円となっております。

なお、対象事業費の全額が国から補助されます。

職員手当等は、事務にあたる担当職員の時間外勤務手当として1万4千円を計上。

役務費では、給付金の交付決定通知書の郵送料として通信運搬費6千円を計上。

手数料では、給付金の口座振込手数料として8千円を計上。

使用料及び賃借料は、印刷機械借上料として千円を計上。

負担金、補助及び交付金は、対象者71名に対して1人当たり給付額5万円として355万円を計上。

次のページの6款、1項、3目、農業振興費、事業区分、北海道環境保全型農業直接支援対策事業の旅費では、環境保全型農業直接支払交付金のオンライン申請対応に伴う町担当職員の説明会の旅費として7万8千円を計上。

その下の5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金では、対象事業量の変更に伴い4,241万8千円を追加するものです。

その内訳ですが、北海道土地改良事業団体連合会負担金では、23万5千円の追加。

道営山林川地区水利施設整備事業負担金では、2,086万6千円の追加。

道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業負担金では600万4千円の追加。

道営訓子府北東地区水利施設等保全高度化事業負担金では1,279万1千円の追加。

道営訓子府中央一期地区水利施設等保全高度化事業負担金では403万2千円の追加。

道営訓子府中央二期地区水利施設等保全高度化事業負担金では93万2千円の追加となります。

北海道水利施設等保全高度化事業負担金では244万2千円の減となっております。

なお、変更後の事業内容等につきましては、別に配布させていただいております資料2の一般会計補正予算に係る投資的事業のとおりとなっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次のページの事業区分、下水道事業特別会計繰出金の繰出金では、公共汚水樹設置工事の追加補正に伴い繰出金224万5千円を追加するものです。

その下の表の 7 款、1 項、2 目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルス対策店舗等改修補助事業として、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために実施する町内の店舗等におけるアクリル板の仕切りの設置などの飛沫感染や非接触型の消毒液ディスペンサーやテイクアウト窓口設置など接触感染の予防および換気等にかかる設備導入などの店舗改修等にかかる経費の一部に対しまして、補助率 2 分の 1 以内を事業者に補助することから、1 件当たりの補助上限 50 万円、10 件分としまして 500 万円を計上。

その下の表の 8 款、2 項、1 目、車両運行管理費の事業区分、除雪車両運行管理事業の備品購入費では、除雪専用車両にかかる入札執行残によりまして 313 万円の減。

次のページの 10 款、1 項、2 目、事務局費の事業区分、語学指導助手配置事業の委託料は、語学指導助手の妊娠に伴う体調不良休暇、産前産後の休暇および育児休暇取得のため、休暇期間を民間の派遣会社に語学指導業務を委託することから 8 月から来年の 3 月までの語学指導助手派遣業務として 360 万 8 千円を計上。

ページ飛びますが、12 ページの給与費明細書につきましては、今回の子育て世帯生活支援特別給付金事業の職員時間外手当の補正に伴うものでございますのでご覧いただきたいと思います。

次に、3 ページに戻っていただきまして、歳入になります。

まず、一番上の表の 12 款、1 項、1 目、農林水産業費分担金では、事業量の変更に伴い、各道営水利施設等保全高度化事業の分担金、合わせまして 1,138 万 2 千円の追加。

12 款、2 項、1 目、民生費負担金では、他市町村から本町の認定こども園への広域入所があったことから市町村負担金、利用者負担金、合わせまして 109 万 6 千円の追加。

その下の 2 目、農林水産業費負担金につきましては、町外の各市町が負担する面事業の変更により合わせまして 7 万 4 千円の追加となっております。

14 款、1 項、1 目、民生費国庫負担金では、子育て支援事業の広域入所の施設型給付費にかかる国庫負担金で 37 万 5 千円の追加。

次のページの 14 款、2 項、1 目、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で町独自の新型コロナウイルス対策店舗等改修補助金事業の財源として 500 万円の追加。

その下の 2 目、民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金の国庫補助である新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金として 357 万 9 千円を計上。

その下の 4 目、土木費国庫補助金では、除雪専用車両更新にかかる道路橋りょう費補助金額が決定したことによりまして 2,497 万 6 千円の減。

その下の 15 款、1 項、1 目、民生費道負担金では、子育て支援事業の広域入所の施設型給付費にかかる道負担金で 18 万 7 千円の追加。

次のページの、一番上の表、15 款、2 項、4 目、農林水産業費道補助金では、北海道環境保全型農業直接支援対策事業費補助金 7 万 8 千円、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金 197 万円の追加、北海道水利施設等保全高度化事業補助金 389 万 6 千円の追加、合わせまして 594 万 4 千円の追加となっております。

その下の表の 15 款、3 項、2 目、農林水産業費委託金では、道営農業農村整備事業監督等の補助監督員の従事単価の増によりまして 12 万 1 千円の追加。

その下の表の１８款、１項、１目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として２，０５３万８千円の追加。

次のページの上の表、１８款、２項、２目、介護保険特別会計繰入金では、総合相談事業にかかる人件費分の繰り入れが減ったことにより５万７千円の減。

その下の表の２１款、１項、１目、農林水産業債では、農業基盤整備の事業費の増に伴い起債対象限度額が増になったことにより１千万円の追加。

２目、土木債では、除雪専用車両更新にかかる道路橋りょう費補助金額の確定に伴い２，１８０万円の追加。

最後に、別に配布の資料１の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧ください。ただきたいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から４行目にありますように３５億７２５万２千円となっております。

資料２では、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、今回の補正に伴い内容が変更になっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、説明不足の点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第３５号 令和３年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての提案理由の説明を求めます。議案書１３ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の１３ページをお開き願います。

議案第３５号 令和３年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、４月の人事異動に伴い介護支援専門員有資格者であります保健師の再研修にかかる経費と、令和２年度保険給付費および地域支援事業費の確定に伴い、関係する経費を補正するものでございます。

令和３年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるものとし、第１条にありますように１，１７８万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億１１８万３千円とするものでございます。

第２項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、１４ページの第１表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととしまして、内容につきましては１５ページの事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、１５ページの上段の歳入から説明いたします。

７款、１項、１目、繰越金でございますけれども、このあとの歳出でもご説明いたしますが、令和２年度の実績額確定により、支払基金交付金と国および道からの支出金の返還が生じることになりましたので、１節、支払基金交付金繰越金につきましては１９０万２千円を追加し、２節、その他繰越金は、前年度繰越金としまして９８８万１千円を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

３款、２項、３目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正内容について、先に説明させていただきます。こちらにつきましては、４月の保健師間での人事異動に伴い介護支援専門員有資格者であります保健師の再研修にかかる経費としまして、受講手数

料5千円を新規計上、研修負担金としまして5万2千円を追加するものでございます。

1目、総合相談支援事業費に戻りまして、27節、繰出金でございますが、3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増額により、一般会計に繰り出ししております地域包括支援センター職員の人件費への充当分5万7千円を減額するものでございます。

続きまして6款、1項、2目、償還金につきましては、歳入で説明しました令和2年度分として交付されました支払基金交付金と国庫支出金及び道支出金の実績額確定により、国庫支出金等返還金としまして1,178万3千円を追加するものでございます。

以上、令和3年度介護保険特別会計補正予算の内容につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第36号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書16ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案書16ページになります。

議案第36号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和3年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、次に定めるものとしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ224万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,824万5千円とするものであります。

第2項では、歳入歳出予算の補正に関連する区分ごとの金額につきましては、次ページの第1表 歳入歳出予算補正によることとしておりますが、その内容につきましては、18ページの事項別明細書の中でご説明いたします。

それでは、18ページの事項別明細書について、ご説明いたします。

今回の補正の主な要因につきましては、公共汚水枡設置戸数が当初の2戸から3戸に1戸増えたことなどに伴う補正であります。

まず、歳入になりますが、4款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、今回の追加補正に伴い生じる一般会計からの財源補てん分224万5千円を追加するものであります。

次に、同じく18ページの歳出ですが、1款、2項、1目、農業集落排水管理費の14節、工事請負費224万5千円の追加であります。これは公共汚水枡の設置戸数が当初の2戸から3戸に1戸増えたことに伴い、工事請負費に不足が生じることから、不足分の224万5千円を追加するものでございます。

以上、令和3年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてその提案理由の説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で、議案第34号、議案第35号、議案第36号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第37号、議案第38号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第6、議案第37号、日程第7、議案第38号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第37号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書19ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書19ページをお開き願います。

議案第37号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により、北見地域介護認定審査会共同設置規約を次のように変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

下段の説明欄にありますように、北見市、訓子府町、置戸町の1市2町で共同設置しております北見地域介護認定審査会共同設置規約につきまして、北見市役所の庁舎移転に伴い、認定審査会の執務場所等を変更するものでございます。

記以下について、説明させていただきます。

北見地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

北見地域介護認定審査会共同設置規約（平成11年8月1日施行）の一部を次のように改正する。

20ページの新旧対照表で説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正部分には下線を引いてございます。

第3条中「北見市大通西2丁目1番地」を「北見市大通西3丁目1番地」に改めるものでございます。

第6条以降の条文につきましては、字句等を修正するものでございます。

19ページに戻っていただきまして、附則でございます。この規約は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第37号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第38号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書21ページです。

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 議案書21ページをお開き願います。

議案第38号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により、北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約を次のように変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

説明欄にありますように、北見市、訓子府町、置戸町の1市2町で共同設置しております北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約について、北見市役所の庁舎移転に伴い、審査会の執務場所等を変更するものであります。

記以下について、説明させていただきます。

北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約（平成18年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

22ページの新旧対照表で説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっておりまして、改正部分に下線を引いております。

第3条中「北見市大通西2丁目1番地」を「北見市大通西3丁目1番地」に改めるものであります。

第8条以降の条文につきましては、字句等を修正するものであります。

21ページに戻っていただき、附則であります、この規約は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第38号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第9、報告第4号、日程第10、報告第5号、日程第11、報告第6号、日程第12、報告第7号、日程第13、所管事務調査について、日程第14、議員の派遣についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第9、報告第4号、日程第10、報告第5号、日程第11、報告第6号、日程第12、報告第7号、日程第13、所管事務調査について、日程第14、議員の派遣についてを先に審議することに決定しました。

◎報告第4号

○議長（須河 徹君） 日程第9、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について（令和2年度訓子府町一般会計予算）についてを議題といたします。議案書23ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書 23 ページになります。

報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

令和 2 年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので 24 ページをご覧くださいと思います。

今回繰り越した事業は、令和 2 年度補正予算により追加された事業であり、繰り越した総額が 4 億 3,957 万円となっております。

それぞれの事業の内訳につきましては、予算の中で説明させていただいておりますが、改めてその概要を簡単に説明させていただきます。

まず、2 款、1 項、8 目、企画費の光ファイバ網整備事業は、光ファイバ未整備地域全域を民活民営方式によって整備するもので 2 億 4,541 万 6 千円を。

2 款、3 項、1 目、戸籍住民登録費の戸籍住民登録事業は、いわゆるデジタル行政手続法の改正に伴う戸籍附票システム改修費 638 万円を繰り越したものでございます。

4 款、1 項、2 目、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和 3 年度に実施するワクチン接種にかかる医療機関への委託料など 4,574 万 9 千円を繰り越したものでございます。

6 款、1 項、3 目、農業振興費の強い農業づくり事業交付金事業は、きたみらい農業協同組合のむき玉ねぎ施設で能力向上を目的に、新たな機械を導入するため 8,875 万円を。

産地生産基盤パワーアップ事業は、労働生産性向上を目的に GPS ガイダンスシステム 87 台、可変施肥機 15 台を導入するため 165 万円を。

9 款、1 項、4 目、消防施設整備費の消防庁舎等建設事業は、消防庁舎整備予定地内にあります営農センターにかかる補償金等で 3,822 万 5 千円を。

10 款、1 項、4 目、学校環境整備費の学校環境整備事業は、各小中学校に計 31 台の移動式クレーンの購入、教職員の資質向上研修委託の合わせて 240 万円を。

10 款、6 項、3 目、給食センター費の給食センター維持管理事業は、調理室の冷房空調設備を設置するため 1,100 万円をそれぞれ繰り越したものでございます。

以上、報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の提出について報告をさせていただきました。
○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第 5 号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第 10、報告第 5 号 令和 2 年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況についてを議題といたします。議案書 25 ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 報告第 5 号について、報告いたします。議案書 25 ページをお開きください。

報告第5号 令和2年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について。

訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例（平成20年条例第8号）第10条の規定により、令和2年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について、次のとおり報告するものでございます。

運用状況につきましては、次の26ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

報告の対象となる期間は、令和2年4月1日から本年3月31日まで、令和2年度中の1年間であります。

2の寄付の状況につきましては、（1）では事業別寄付状況、（2）では寄付者の居住地域別寄付件数を掲載しております。

（1）の事業別寄付件数、口数、寄付金額はご覧のとおりですが、寄付件数の合計では対前年度約36.4%の増の2,759件となっており、寄付金額は約19%増の3,323万6千円の寄付がございました。

（2）の地域別寄付件数につきましては、約94%が北海道以外からのもので、そのうちですね、73%が関東甲信越、関西圏からのものとなっております。

次に、3の基金の状況についてでございますが、年度当初の基金保有額が9,115万4千円、積立額は2年度中の寄付金額と利子分の9千円を加え3,324万5千円、年度中に取り崩した額が2,580万円、これにより年度末保有額は9,859万9千円、前年度より744万5千円の増額となっております。

基金の活用・取崩し状況ですけれども、寄付者の意向にそって、2年度中の寄付金と過年度分とを合わせて2,580万円を令和2年度実施の記載の事業財源として活用させていただいております。

以上、報告第5号 令和2年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告させていただきました。

なお、この報告内容につきましては、ホームページでも掲載させていただいております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第11、報告第6号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。議案書27ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の27ページをお開き願います。

報告第6号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

令和3年6月15日提出

訓子府町議会議長 須 河 徹

令和2年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和2年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

記

別 冊

なお、別冊の活動状況に関する点検・評価報告書ではありますが、事前に議員ならびに説明員の皆さまに配布させていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第7号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第12、報告第7号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書28ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の28ページをお開き願います。

報告第7号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和3年6月15日提出

訓子府町議会議長 須 河 徹

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和3年4月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和3年4月12日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの29ページから31ページについては、説明を省略させていただきまして、32ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和3年5月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和3年5月10日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの３３ページから３７ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。３８ページをお開き願います。

本日追加で配布させていただきました６月分の出納検査結果報告であります。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、令和３年６月１０日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和３年６月１０日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次の３９ページから４１ページにつきましても、前の２件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎所管事務調査について

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の２常任委員会の委員長から所管事務調査について、令和３年度閉会中も継続して審査ができるよう議決の願い出が議長に対して出されております。

さらに、議会運営委員会の委員長から所管事務調査について、委員の任期満了まで閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出されております。

これを議題とし、２常任委員会および議会運営委員会の所管事務調査を認めることに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、２常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、令和３年度中も継続して調査できるよう決定、さらに議会運営委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、委員の任期満了まで継続して調査できるよう決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（須河 徹君） 次に、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣の件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

午前中の日程については、全部終了しました。午後から一般質問の実施を町民の皆さまに周知しているため、ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から一般質問がございますので、ご参集願います。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第8、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。1番になりましたので1番目に質問させていただきます。通告書に従いまして質問いたします。

一つ目としまして、コロナ禍における消防団の活動状況についてお尋ねいたします。

町民の生命・財産を守る崇高な使命を持って日々活動している消防団員は一朝有事の災害などに備え年間定期的な訓練に励んでいることと思います。

ただ、昨年来、猛威を振るう「コロナウイルス感染症」の対策として、思うような定例訓練の実施ができていない状態にあると思います。

有事の際に署員の出動で済む北見市内の体制とは違い、訓子府町においては有事の消防団の出動はなくてはならない存在だと思います。活動状況ならびに今後のあり方についてお尋ねします。

一つ、コロナウイルス感染症発症以後の活動状況についてお尋ねいたします。

二つ、コロナ禍ならびに緊急事態宣言下における活動のあり方についてお尋ねします。

よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「コロナ禍における消防団の活動状況について」2点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「コロナウイルス感染症発症以降の活動状況について」とのお尋ねがございました。

消防団とは、平常時には火災予防をはじめとする防災啓蒙活動を、非常時には火災消火や人命救助など、町民の生命、財産を守ることが活動の柱となっており、そのために日夜訓練を行っているのは、議員ご承知のとおりでございます。

訓子府消防団の年間の主な活動訓練については、定例訓練を年間18回計画し、その他消防演習・歳末火災特別警戒および出初式等の活動を行っております。

令和２年度の活動状況については、新型コロナウイルス感染防止のため、定例訓練は半数の９回を中止とし、演習、歳末火災特別警戒も中止としたほか、出初式も中止し、その代替として幹部団員のみで安全祈願の行事を実施したとのこと。

令和３年度については、５月実施予定だった定例訓練１回を中止し、６月分の訓練についても今般の緊急事態宣言を受け中止とするほか、昨年度に続けて訓子府消防団の演習と北見分会連合消防演習の中止が決定されているところでございます。

次に、２点目の「コロナ禍ならびに緊急事態宣言下における活動のあり方について」とのお尋ねがございました。

消防団は町民の生命を守る立場から、クラスターの発生はあってはならないとの認識のもと、感染防止対策のため活動を自粛してきているところです。しかしながら、災害発生は時を選んでくれないことから、団員の災害対応力を低下させないためにも、訓練は重要な活動の一つであります。今後は、緊急事態宣言下においては実災害の対応のみとするが、緊急事態宣言終了後は、北見地区消防組合で出されている「消防団新型コロナウイルス感染防止に係る活動方針」に基づきながら、訓練を実施していく方向で決定しているとのこと。

いずれにいたしましても、訓子府消防団が主体的に決定するところでございますので、今後とも訓子府消防団、北見地区消防組合消防署訓子府支署と連携しながら、町民の生命・財産を守り、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました２点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君） ひとつおりの返答をお聞きしました。何点か再質問させていただきたいと思います。

今の返答の中に、去年ですね、２年度に本来でしたら１８回の定例訓練というのを組んでいるんですけども、コロナ禍の影響で９回を中止したと。そういうことになっています。これ９回というのは、私の聞いたところでは、要するにコロナ禍がはじまる前半の９回が実施されたのであって、やはり後半については、コロナ禍の安全対策というようなことで実施されなかったというようなことをお聞きしてますけども、実際この９回を中止して９回やった。この９回やったというのは、やはり後半というのはやられてないんでしょうかね。あとこれは団員全員招集の訓練になりますが、幹部会とかの訓練についてはどのようなことになっているんでしょうか。おわかりでしたらお答えください。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 今、余湖議員から再質問で昨年の１８回の訓練のうちの９回中止となったものについてのご質問がございました。この９回につきましては、議員おっしゃるとおり後半の部分９回、コロナが非常にひどくなってきたところの９回が中止となっております。幹部会の方のものについては、ちょっと資料が私の手元にはございませんので、後ほどご確認してお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君） 確かにコロナ禍ということで訓練を中止したというのは、当然の

こと、ある意味、当然のことなのかなというふうに感じていますが、ただ、私の質問の中にも書いてありますが、一朝有事にはどうしても、北見の市内ですとね、本当に何度も火事があっても署員が、署員は本部の職員、支署の職員はある意味の対策をとった中で訓練をしながら毎日仕事としてやっていますので、訓練はしているんですけども、やはり訓子府の場合は、そういう現状になった時に、こういうふうに9回の訓練をやめなければいけない。そういうようなことになって、しかも年が明けてからもまだ定例的なものは本格的にははじまっていないんだと。そういうふうに感じます。去年に関しましては、火災出動というのは、実際には全体的な火災出動というのはなかったんですけども、今年になって立て続けに2回の火災、全員集合のサイレンが鳴りましたが、この時には、もちろんサイレンが鳴ればコロナだろうと何だろうと出なきゃいけないのが消防団なんですけども、実際にこれ消防団に出て火災現場に出た時に近々の訓練をしていないような状態の中で、これはわかればいいですけども、何か不都合があったとか、団員の中からこういうことではというような意見があったとか、そういうような報告というのはなかったんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ただいま、再質問で余湖議員から火災の出動の時に何か団員で不都合等なかったというご意見がなかったということでご質問がありました。今年春、二度の火災で消防団の皆さんには迅速な活動をしていただき、かなりの活躍をいただきました。その際、団員の皆さまからは特段、ご意見等はいただいていた状況でございません。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私も長い間、消防団にいましたんで、現実的なことをまだ頭の中から覚えているような感じのことがたくさんありますが、訓子府消防団につきましては、昨今、団員の勧誘が非常によその団に比べても非常に優秀であると。そんなことで表彰されたのがまだ最近の話になっています。これはですね、新人の新しい消防団員が増えたという意味だと思います。消防団というのは現場に行くといろいろな意味でそれぞれの役割があって、それぞれの分担を普通の訓練の中でいろいろと繰り返しやっただ中で現場ではその力を発揮するということになっていますので、私は漠然と考えた中で、こうやって新人が増えた訓子府消防団、やはり訓練の必要性をどこまで感じているのかな。コロナ禍ということはわかるんですが、そこら辺のおおまか、おおまかと言ったらおかしいですね、要するに新人が多い中の消防団の訓練の必要性というのは、どのように感じてますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 新人の訓練の必要性ということで再質問いただきました。訓子府消防団におきましても、訓練については非常に重要であるというふうな認識をお持ちのようでして、今後どのように進めていくかというお話を聞きますと、訓練は必ずやらなければならないですから、場所や時間を分けて人数を絞りながら、すべての部門で訓練を続けていきたいと。緊急事態宣言があげてからすぐに実施していきたいというような考えを聞いております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1 番（余湖龍三君） まったく今、課長の返答どおり、本当に緊急事態、私は緊急事態の中でもそういう必要性を非常に感じてますが、これ今後の活動についてのあり方という方の質問にも重なってはくるんですが、本当に私は個人的に聞いた話ですけども、ある人からじゃなくて、何人かの方から聞きましたが、やはり今年の2回の火災の時には、やはりちょっと戸惑ったんだと。消防というのは、車を動かして水を出さなきゃいけないというのが一つ機関員の仕事というのがあります。それとあとホースを持って火の近くで水を出す仕事とあるんですけども、これは単純に言うと水を出す仕事というのは、ホースを持って行って、とりあえず火の近くへ行ったら水が出れば初期消火にはなるんですけども、それもやはり訓練次第で、こういう火事にはこういう消し方が、こういう時にはこういう水のかけ方というので、訓練の時にはいろんな方法でそういう放水訓練をやるんですけども、やはりもっと大事なのは機関員の方なんですよね。やはり署員の方が毎日、車に対してどういうふうにすればいいのか、整備もしてますし、水を出す時にはこういうふうにといい感じで日ごろから鍛えているんですけども、やはり全団員の招集がかかった時には、消防団はそれぞれの車を持っていますので、その車の機関員については、決まった方が水を出さなければいけないと。やはりその時にやはり1年も、実際のことを言いますと半年以上の期間、その消防車にさわって、実際に水を出すというような訓練をしていない時に、やはりどうしても戸惑いがあったという話を私は少し聞きました。ですからそれは戸惑ってどうして何やってるんだという話じゃなくて、やはりそういう訓練、そういう時のための訓練というのを必要性を非常に感じた訳ですね、その時に。そういうことを考えますと、やはり消防団に関しては、やはりもちろん消防団の演習ですとか、会議ですとかなくなるのは、それはしょうない話で、そういうものはもちろんいいんですけども、やはり最低限の訓練というものの必要性というのは、必ずあるんじゃないかと思います。ですからもちろん消防団がコロナにかかっちゃ一番まずいんですけども、やはりそれなりに署員がやっているような、そういう感染対策というものをした中での訓練の必要性というのを非常に感じています。今、課長の返答の中では緊急事態宣言があげた時には、そういう対策をとった中で訓練をするんだというお話がありましたが、仮に、これは20日で本当に緊急事態が解消されるのかどうかもまだわかりませんが、やはり緊急事態宣言下であっても、やはり日頃の訓練の必要性というのがありますので、そこら辺やはり十分な対策をとった中で訓練はしていくんだという、この回答は、それは消防団が決めるんだというような一文がありましたが、やはり行政として、それを主管している町としても、やはりそういう必要性を感じた中で指導というのには必要じゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 消防議員の余湖さんがね、質問することですから、十分知ってて質問していることだと。しかも消防団員ですから。その上で消防団員が危機的な状況の時に用を足さない。こういう状況があってはならないというのはご指摘のとおりです。幹部は9回の訓練の中で幹部訓練として、班長以上の小隊訓練をしたり、あるいは救急の蘇生、AEDの使い方、あるいは基本訓練でいろいろな基礎的なことをやっているのはもうご存じのとおりです。いかなる状況下にあってもまったくゼロなんてことはあり得ないことですから、新人の人も含めて団長を中心にしながら万全を期して備えていると。ここに北見地区消防組合から10月9日に出た団員の心構えみたいな、この状況にあって、どうやっ

てコロナにかからない中でも訓練を行える可能性についての文章が入っております。これを見ても非常に厳しい状況の中で団員の皆さんはご苦労されている。私は4月2日の駒里の民有林、火事にずっと行っていました。その後の日出の住宅の火災の時もずっと立っていました。そして、団長、幹部の意見も聞いていました。細かいことはいろいろあるかもしれませんが、しかし、新人の役場職員も含めて、火災時には、細かな後処理も含めて、よくやってくれたということも含めて、それから消防の時もですね、北見から支援も来てますから、これによって消火が遅れた、ままたまなかったなんてことはあり得ない。あつたとなれば団としての責任もさることながら、北見地区の消防組合の責任の問題も出てくるといことも当然ですから。消防職員、団員含めて、基礎的なできる範囲内での訓練、あるいは出動に応じたというものが状況ですので、ここはね、余湖議員、ご理解いただかなければだめですよ。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 結果論として、ご理解はしますよ、もちろん。ただ、今後の活動の中で、やはり今、緊急事態宣言が出て20日までである。それが終わってからもちろんやるんだと。今そういう返答がありましたが、じゃあ緊急事態宣言が、これもしかしてですね、延びたら、またやらないでいっちゃうのかなと。今、町長がお答えになりました北見本部からそういうコロナ禍における訓練の様式が出てるんだと。それは非常に厳しいものだと。あると。私はそれはそれは知りませんが、やはり消防団員のまず現場に行く人間の気持ちの安心のためにも、私は決して駒里と日出の火事の中でそれが遅れて初期消火に遅れが出て影響があったとかという、そういう報告は受けてませんので、もちろんそういうことはないと思います。ただ、現場に入った時に、そういうものがすんなりできる状態と、あ、まだ訓練はしばらくしてなかったんで、ここはどうなんだろうって、ちょっと考えなきゃいけない時間があるとか、それはやはりその担当者としては非常に責任も自分自身の中で責任を感じるんじゃないかと思います。もちろんそれが10分、20分も遅れて何かがあったとかということになると、また別の問題になりますが、やはりそういうことのないためにも、やはりこういう少なくとも全員とはいいませんけども、機関員に関する、要するにそれぞれ、その対策というのがどういう部門で分かれて、どういう対応の中で訓練してると言っているのかわかりませんが、やはりこの一朝有事に必要な消防団にとっては、やはりそういうことも頑張って対応した中での訓練の必要性というものを非常に感じている訳です。やはりそれは大変でしょうけども、やらなきゃいけない。もちろん団員の方が尻込みするようなことがあるなら、それはそれでまた対応していかなくちゃいけません、やはり全体としては、訓練はやっぱり対応した中でやっていくんだと。やってもらわないと、やっぱり自分たちがいざ現場行った時に一番困るんだという、それぐらいのやっぱり個人、個人というのは、一人一人それぐらいの意識を持った中で消防団をやっていると思います。ですからぜひとも今後、緊急事態の中であつてもできるような対策をとった中で訓練をやっていただきたいというのが今回の質問の私の一番大きな主体でございます。そのことについていかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 余湖議員から、そういうご指摘があつたということ消防団長含めて必ず伝えますよ。そしてそういうことがあつてはならないということは誰よりも消防

団員の皆さんが理解してると私は信じています。基本訓練の中にも放水の訓練もありますし、資材の取り扱いやロープの結束や照明器具の取り扱い等々含めて、これ2月にやりますよ。その上でもまだ団員の経験のない方については未熟な部分もあるということは、いかんともしがたい事実かもしれません。しかし、これら含めて組織として、そののまだまだ弱い部分を克服していかなきゃいけない。ここが団の方々が一番認識されているのではないかなと思います。しかし、余湖議員の指摘は当然のことですから、私の方から柴田団長の方にこういう質問もあってこうだったということもきっちり伝えて、より一層消防団が期待に応えられるような状況をつくっていくということに努めていただこうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1 番（余湖龍三君） ぜひ、町指導の中でも町長の気持ちの中でもいいですので、やはり消防団を応援するという気持ち、それとさらには消防団員が本当に力を発揮できるような体制をつくるためにも訓練は必要だということを理解いただいて、消防団も頑張っているんだと思います。しいて言えば、本当にこんなコロナ禍の中で訓練をやれっていうのもなかなか大変なことですけども、やはりそういう時にはもう本当に、どうなんだろうかね、特別な手当を上乗せしてでもいいから頑張ろうじゃないかと。やはりそれぐらいの気持ち町としてもあってもいいんじゃないかと。それでなくても、去年は定例も回数が少ないんで、報酬もかなりマイナスになっているんじゃないかと思いますので、やはりそれぐらいの気持ちを持って、心づけをした中で、みんな頑張っていこうというふうな方向性もあってもいいんじゃないかと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。何か。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私はですね、例えば出初式を中止する。消防長に申し入れしました。密を避けて出初式、町民に見ていただく。このことがこういう訓練をしているのかということも含めてですね、わかっていただくということが大事でないかということも申し上げています。しかし、北見地区消防組合の消防長としては、この団において、職員の中に、あるいは団の中でコロナが発生するということはあってはならないことだということで、残念ながら出初式も中止にしたところでございますし、今回の6月予定していました訓子府の消防演習も団の演習も中止となりました。一番ギリギリとしているのは私は消防団だと。消防団の方々が一番つらい思いをしているんじゃないかと思います。これらも含めて努力されている皆さん方、さっきうちの総務課長の方から幹部訓練の話しましたが、私が申し上げたとおりの中身でございますので、これらも含めて、一層、団の方に協力を要請し、町もできる限りの支援をしながら、安心安全のための体制をさらに強固なものにしていきたいと考えております。そのことが消防庁長官から表彰をいただいた訓子府消防団の現状、そしてさらには今後の期待に応える消防団ではないかなというふうに思えてなりません。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1 番（余湖龍三君） さっきで終わろうと思ったんですけど、もう一言お願いします。

まったく、演習がないとか、出初式がないとか、歳末訓練ができないでいるとか、これ

はねいいんですよ逆に。町民の方もそれが許される時になったら、その雄姿を見てくれて、ああ頑張っているんだなというのは、ちゃんとわかることです。ただ、火災については、火災とか災害については一朝有事ですから、本当に一番の根本はそこなんですよね。だからその時に出了る時に満足いける働きができるような、訓練やっちゃだめという訳じゃないんですから。やっぱり安全安心を考えた訓練をやはりやるべきだと。3人ずつ4人ずつでもいいからとか。そういうふうな指導というのは必要じゃないかと思いますので、再度お願いする格好になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これはもうこれ以上の返答はないと思いますので結構でございます。あるんですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 参考意見として聞いておきます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

2問目としまして、訓子府メロンの今後の振興策についてお尋ねいたします。

訓子府町の代表的な特産園芸作物として人気も歴史もあるメロン栽培ですが、ここ数年来は生産戸数・生産高においても減少が続いています。

ここ5年間でJAの取扱高になりますが、生産戸数は56戸から42戸に、生産高は1億1千万から6,800万に減少しています。ふるさと納税の返礼品としても人気があり、他町からも季節には多くの方が町内を訪れ購入しております。今後のメロン生産についてお伺いいたします。

一つ、生産戸数減・生産高減の現状をどういうふうに認識しておりますか。

二つ、今後の対策ならびに振興策は。

三つ、訓子府町にとってメロンの位置付けについてお尋ねいたします。

お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府メロンの今後の振興策」について、3点のお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

1点目に「生産戸数減・生産高減の現状をどう認識しているか」とのお尋ねがございました。

訓子府メロン振興会の令和2年度実績では、作付戸数が56戸、販売量は1万2,516ケースと、ピーク時であった平成10年の5万6,938ケースと比較して22%程度まで落ち込んでございます。

作付減の要因は大きく三つあります。一つは農業者の離農による経営規模拡大とあいまって、平成15年の農協合併を機に玉ネギの価格が安定した結果、玉ネギの作付拡大意向が高まったこと。一方、畑作でも規模拡大によって、てん菜の直播栽培の増加や労働力競合の問題から、補完作物としてのメロンの作付意欲が減退したもの。

二つ目として、平成15年度の食品衛生法改正で、食品中に一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売を原則禁止するというポジティブリスト制度が新たに施行され、玉ネギおよびてん菜の育苗ハウス跡地によるメロン栽培では、メロンで使用することができない玉ネギおよびてん菜の農薬が基準以上に作物体に残留していた場合、回収を命じられる

など厳格化されたこと。

さらに、三つ目として、農業者の経営継承のタイミングで後継者にメロン栽培が受け継がれない、作目として選択されないといった世代間の考え方の違いによるものが挙げられ、これは一つ目で述べた個々の経営面積の拡大と密接に関係しております。

本町ではメロン振興会からの要望もあり、平成29年度に「特産園芸作物作付維持事業」を創設し、品目第1号としてメロンを指定し、4年間にわたり事業を実施してまいりました。

振り返りますと、作付を維持するための一定の効果はあったと認識しておりますが、それでもわずかながら作付減の傾向にあり、根本的解決にはつながっていないと考えております。

2点目に「今後の対策ならびに振興策について」のお尋ねがございました。

昨年新たな振興策を模索するため、メロン振興会とともに令和3年度以降の施策をどうするかについて意見交換や振興会会員に対するアンケートを実施しております。

その集約では、今後の作付に関して増反希望はゼロ、6割が現状維持、4割が減らすという意向であり、振興策に関しては苗供給プラントの必要性やその利用意向もほとんどなく、外国人技能実習生等による労働力確保の必要性や作業補助を望む声もあまり聞かれず、施策具現化は困難という結論に至っております。

当面の対策として、地元菓子店にメロンを使用した土産物などお菓子の試作を依頼し商品開発することで、訓子府の知名度やメロン生産の栽培意欲に少しでもつながるような取り組みを振興会および農協とともに進めてまいりたいと考えております。

3点目に「訓子府にとってのメロンの位置付けについて」でございます。

本町のメロンは道内の産地としては小規模ですが、平成8年には「北海道朝日農業賞」、平成10年には「全国施設園芸協会会長賞」をメロン振興会が受賞するなど、品質にこだわりをもって供給されている自慢の特産品であるといえます。

行政として「ふるさと納税」の返礼品等の活用のほか、ふるさとまつり会場でも販売されるなど、夏の訪れを感じさせる「くんねっぷ」と名の付く唯一の特産品であります。

1点目のご質問でも回答したとおり、このまま面積減に歯止めがかからなければ、メロン自体なくなってしまうのではないかという危機感を持っておりますと同時に、農業も経済活動の一環であるため、経営規模に照らし作付品目を選択せざるを得ないこともあり、減少していくことに^{あらが}抗えない一面もあると考えております。

そういった点を踏まえて、特産品の灯を消さないよう今後も生産者および関係機関と継続して施策を探りたいと考えておりますのでご理解願います。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） メロンの現状、今までの流れ、非常に詳しい回答で非常にこれ以上、この回答に対して何も言うことがないぐらい、いろんなことがわかりました本当に。回答の中で訓子府の名の付く唯一の特産品であると。これはまったくそうですよね。ふるさと納税の返礼品の中を見ても、訓子府玉ネギとは書いてませんし、訓子府じゃがいもとも書いてません。訓子府はちみつとも書いてません。書いてあるのは訓子府メロンだけな

んですよ。本当に訓子府の特産品として、その名をはせる訓子府メロン。しかもその評判は大変いいと。お客さんからの要望も大変ある。これはね、もう揺るぎない事実でございます。こんなことがありますので、特産品のあかりを消さないよう今後も生産者および関係機関と継続して施策を探りたいという回答があったんですけども、やはりメロンに関しては今までの流れを見て、しかも町がアンケートを行った中でも4割が減らすと。6割が現状維持。増反希望はゼロ。4割が減らすという意向。こういうふうを考え。しかも苗供給プラントの必要性やその意向性もほとんどなくと。やはりこれ農家の方大変なんですよ、このメロンつくるといのはね。本当にそうなんだと思います。私もメロン農家の友達がありますが、やはり大変なんだと。もう大変なんで、やはりある程度本業の玉ネギだ、ビートだ、いもだと。そういうものをやっている中でどうしても手が回らないと。そういうことは本当に現実的に理解できることじゃないかと思います。ただ、訓子府町にとってのメロンの位置付けは本当に自慢の特産品で訓子府と名の付く唯一の特産品だと。この灯をメロンを消しちゃいけないというのがやっぱり結論なんですよ。これからの訓子府にとっても、メロンはそうやって作っていかなきゃ駄目なんです。ここはやはり行政として思い切った判断をした中で私はぜひ公設民営ならびに公設公営、構いません。どちらでも構いません。メロンを作りましょう町として。これを進めない限りメロンの将来はないんじゃないかと思います。これは漠然と言っている訳でもないんですけども、公設公営、公設民営の中で地元の特産品を育てていくというのは、今、最近、北海道ではあまりないですけど、最近、小平町ですね、小平町では和牛を公設民営で町のブランド品として育てるんだと。これまた規模が違うんですけども、和牛ですから。初期投資が2億円だとか、そんな話の中でそれをやるんですけど、ただやはり、町として必要なものは、やはりそういうことを、そういうお金を使ってでも継続していかなきゃいけないんだと。それだけの値のあるものをやはり育てて、消さないようにしていかなきゃいけないというのは、やはりどこも考えていくことじゃないかと思います。公設公営といえ、今まではあんまり聞かないというか、農産物についてはほとんどないんですけども、やはり公設公営というシステムがない訳じゃないんで、最近流行っているのは酒蔵、またスーパーを公設公営でやっているところもあります。学習塾をやっているところもあります。コンビニもちろん、スタンド、病院、ごみ処理場、発電所、こういうことにやっぱりその町に必要なものに関しては町は公設公営、公設民営でもいいから、それを維持していかなきゃいけない。私はそれぐらいの値が訓子府メロンにはあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、余湖議員からご質問のありました。町としてメロンを作るべきではないのかというような質問に対しての回答なんですけども、もちろんそういった町として作物を振興するというような要素も必要かと思います。ただし、私どもとしては農業者が作る一つの作物というような側面もございます。そういった部分も関しましてメロン振興会ともこれまで協議をしてきた経過にあります。その中でも大変だという意見は出されまして、空いているハウスとかもあると。そういった意見もございます。そういったものを全く違う方に使っていただくというような話も出ておりますけども、やはりそういった部分で農業者以外の人に作物を作らせるというような部分いかがなものかというような反対意見とかも振興会のところでございます。その辺はどういった経過から出て

きているか申し上げますと、そんなメロンって、今までの技術で簡単に作れるものではないよと。先ほどの答弁の中にもありましたけども、外国人技能実習生とかの労力を使っても、すぐそれが熟練するとは思えないと。だからそういった部分、保守的な意見も出されました。ただし、今の世の中、ITとかが進んでおりまして、ハウスの微妙な温度管理とかも段々と自動化できるような背景は出てきております。ただし、今のところそれを組織として外部に委託するとか、そういった部分のまだ技術レベルではないのではないかとというような議論も振興会の中ではございました。私どもとして、一つの作物にどれぐらいお金をかけていくのかというのは、とても悩みどころであります。だから単純に言えば、その作物がなくなりつつあるというような時に作物に、これはよく国がやる手でありますけども、直接的に所得補償するとか、そういった部分がございますけども、私ども自治体としましては、国のやり方とは違うやり方で作物の振興を図っていくべきなのではないかと感じております。町としてメロンを作ってはというような部分も貴重なご意見として受け止めさせていただきますけども、こちらとしましては、まずやっぱり農業者振興会、そういった部分と協議をしながらメロンの栽培というのを第一義に考えておりますので、その点ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） もうレベルが違うんですね、メロン振興会、生産組合とか、そういうのがあって、その方々と相談しながら振興策を考えると。そういうようなことをやっても、結局、増やそうとする人はいない。現状維持の人が半分ぐらいで、4割ぐらいの人はもう減らしていく。そういう方々にやはり無理をかけるということ自体がおかしい。おかしいというか、将来性がないですね。やはり訓子府にとってのメロンの価値というものを考えた時には、やはりなくせないんだと。これをやっぱり育てていかなきゃいけないんだという気概になんなくちゃまずスタートに立てませんね。やはり私はこの返答を見ただけでもやはり町としてはそれぐらいの気持ちがあるんじゃないかと思います。町民に聞いたらもっとあるんじゃないかと思います。なくさないでほしいと。訓子府のメロン続けてほしいと。やはりそういう気持ちは大きいと思います。先ほど、今、課長の返答の中でも労働者の問題とか、ハウスの問題とか、そういう話も出ましたが、私は訓子府には町が指導さえすれば、公営という公設という立場をとれば、そこで働く方、メロンの職人はたくさんいるんじゃないかと思います。今、町の中で、まだ後期高齢者にもならないようなメロンを作っていた方々が自分の家庭の事情でもうメロンを作らないんだ、作らなくなってしまった。もう現場は若い者にまかせて自分は遊び程度に作っているんだというような、本当にベテラン職人が探せば、探さなくても結構いるんじゃないかなと思います。ですからもちろん農作物としてのメロン振興会ですとか、生産者の意向というのが大事ですが、やはりそれはこの現状を見た中でも下がる一方だ、将来的にはきっとなくなってしまうんでないかと。それを感じる。ですから、その時にやはり町ですよ。やはり町がそれを維持するために公設民営、公設公営の中で、そういう役割をもってメロンを育てるんだと。メロンを維持していくんだ。これね、ある意味、商売が、商売ですから、作って売るんですから、儲かるか損するかとか、そんなことは別としましても、ただ一概にね、そんなに作ってお金にならないものでもないですし、公設民営とか公設公営の値というのはきっと

あるんじゃないかと思いますし、やはりそういう気概を持った中で将来的にメロンについて考えなきゃいけないと思うんですが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 先ほどの答弁で若干、私の説明が足りなかった部分もございますけども、今残った生産者の方に増反していただくというような部分も確かにあると思いますけども、この4年ぐらいの期間をかけても、よその、よそのというのは、今メロンを作られない方々にメロンを作っていただけないでしょうかというような活動も続けてまいりました。これからもそういった部分は続けていきたいと思っておりますし、今言われた公設の直接的な回答になってないと思いますけども、農協としても振興会としてもメロンの危機感というのは同時に持っておりまして、メロンの栽培をある程度、これは農業者の方にやっていただくには、今の玉ネギの収穫とか、そういったシステムを根本的に変えていくようなことができれば、まだ作付けする余地があるのではないかなというようなことも考えながらやっております。だからメロンが先ほど減ってきたというような部分は玉ネギの作業とぶつかるとか、ジャガイモの前進栽培とぶつかるとか、そういった部分で大きな面積を作るにつれてメロンが敬遠されてきたというような部分もありますので、そういった作業を今、農協では一部コントラクターといって、作業を請け負って、それを自らが行わないで済むような作業体系というのを模索しています。だから我々と言うのは、先ほど余湖議員からいただいた公設というような意見も参考にしながら、今の農業者、今の経営体でまだやれることがないのかということも同時に探りながら、それでなかなか減少が食い止められるのかというような、不満はなかなか解消されないと思いますけども、そういった方向性で検討してまいりたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 数字が示すように、本当に今、課長がおっしゃったように、何もしないでいたから平成28年から令和2年度までで半分になってしまったんだよ。そうなのか。やっぱり少しずつ減ってくるんで、皆さん何とかありませんかと言いながら減ってきたのか。ただ、先ほどの回答の中にもありますように、今のメロン農家の方も減少を考えているんだと。そういう現状の中で、もちろん今、課長がおっしゃったような、収穫時期をずらすとか、そういう時作業員をとって働いてもらうとか、それはもちろん足しにはなることだと思いますが、やはりメロンの今後の生産をやっぱりピーク時ぐらいまでは持っていくぐらいの気持ちをもって今後のことを考えていかなければいけないんじゃないかと思います。やはり課長が今おっしゃったような努力も必要でしょうが、やはりこれは町としても今決断する時じゃないかと思うんですけどもね。今やらなければ、きっとアンケートをとった中でも具体的な応援策が決まんない。ということはまた来年、今年の予算と同じように、また補助金がやることがないからつかないのかなとか、ちょっと感じてしまいますけども、やはりどこかで転換して、その方向性を作っていかなければ、本当になくなってしまいますよ。これね、10戸や20戸で細々と作って、隣近所で食べるだけなら、それは特産品にはなりませんから。やっぱりふるさと納税でばんばんばんね、時期には出してやれるぐらいの生産量を確保するぐらいのことを考えた中で、最低でもそれをやんなくて訓子府の名産品としての値も何もなくなってしまう。やはりここは思い切って、そんなにお金がすごくかかることじゃないですよ。人もいますよ。場所もあり

ますよそれこそ。ただ中心になる、キーになる人とお金がないだけです。やはりそこはこの際、訓子府町は訓子府メロンを今まで散々訓子府メロンで我々は訓子府を盛り上げてもらってきたんです。これの盛り上がりをね、今後絶やさないためにも決断の時じゃないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。あと2分です。

○町長（菊池一春君） 同じような気持ちを私も持っています。言うは易し。実際に一つの作物をあれだけのものに仕上げていく難しさというのは農協も生産者も一番良くわかっている。そして、メロン振興会に匠のような人をあれししながら町も支援しながらやってみたいという話もしましたが、我々がまだやれる可能性があるんだということで、この3年間見てきました。現実的には、メロン生産者はそこまでできないということが結論的に出たようです。ただし、玉ネギの端境含めて、そういった時のやり方によっては、まだ課長が言ったように可能性があるのではないかということももちろんあります。そうこうしているうちにね、たくさんいるかもしれないけども、匠と言われている人がいなくなってきたんですよ。これはね、メロン農家だから誰でもできるかと言ったら、そうはいかない。そうすると、時間はあまりないというのはご指摘のとおりです。訓子府はかつて薬草は日本一の生産を誇っていました。これもほぼない。ということを考えていくと、将来的に、そう遠くない将来的に、メロンの存置を、そして栽培をどうするかというのは、やっぱり行政と経済団体、商工会ももちろんそうですけども、みんなでやっぱり作っていくということを、その機会を設けていかなきゃならないなと思います。生産地であります鵜川町の竹中町長とも話しました。同じ問題抱えていました。夕張市長だった鈴木知事とも話をしました。逆にみつばちが飛ばなくなっているということとクローバーがないという問題がありました。こういったことを含めて、農業というのは、いろんな形の連携しながら作っていくということですから、いろんな課題ありますけれども、公設民営ができるか、できないかは別といたしましても、可能性をさらに詰めていきたいというふうに考えていますので、お力添えください。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 町長おっしゃったとおりです。匠はいなくなっちゃいます。早くやないと、やっぱりその匠が、今、じゃあ町のために頑張ろうと思えるうちに、町は金と場所を用意して主導権をとっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 1番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、2番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。通告書により一般質問をいたします。

コロナ禍での本町教育現場の現況は。教育長にお尋ねをいたします。

コロナウイルス発生から2年目となり、世界中が一変する状況になっています。将来の訓子府を託す子どもたちの日々の生活にも多くの変化が見られ、国・市町村もいろいろと対策、対応をとっている現状です。本町においても時代の変化に伴い、教育現場へのパソコン普及、タブレット端末の普及に取り組んでいますが、現況につき伺います。

一つ、学校教育でのGIGAスクールの進捗状況について。

二つ、タブレット端末を1人1台配布する目的と活用方法およびICT整備をどのように整理するか。

三つ、学校と家庭でのICT環境ギャップをどのように考え、その対処方法は。

四つ、コロナ禍の学校運営で学校行事が計画できない状況の中、代替案をどのように考えているか。

五つ、通学・授業・日常生活における子どもたち、教職員の感染防止策についてお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「コロナ禍での本町教育現場の現況について」の5点のお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

1点目の「学校教育でのGIGAスクールの進捗状況について」と2点目の「タブレット端末を1人1台配布する目的と活用方法およびICT整備をどのように整理するか」とのお尋ねにつきましては、関連がありますのでまとめてお答えさせていただきます。

社会のあらゆる場面でインターネットやデジタル機器が必要不可欠な時代となる中、新学習指導要領において情報や情報手段を主体的に選択し活用する能力が児童生徒の学習の基礎となると位置付けられ、各学校においてパソコンや情報通信ネットワークが使用できる環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実が求められるようになりました。

こうした中、国の「GIGAスクール構想」により、学校における高速大容量の通信ネットワーク環境整備の推進と、児童生徒一人一人がそれぞれタブレット端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示され、本町においても本年3月に各小中学校に通信ネットワーク環境整備およびタブレット端末の配置のハード事業が完了したところです。

ネットワークシステムやタブレット端末を有効に活用するためには、教職員がICT機器を用いて児童生徒にどのような内容で、また、いかなる方法で指導していくかといった中期的な方針や教職員の活用方法の研修が何よりも重要であると考えております。

そのために、昨年7月に各小中学校の教頭先生、ICT担当の先生、管理課職員で構成する「ICT活用推進会議」を設置し、ICT教育についての先進地の視察や研修等の実施、児童生徒の適切な学習機会を提供するための「ICT教育・ICT活用の手引き」を作成し、段階的で計画的な学習活動を示して、各学校が連携を図りながら現在進めているところです。

タブレット端末の目的および活用であります。1人1台の端末を整備することで、児童生徒の発達段階や課題意識に応じた多様な学びの実現と、主体的な学びの充実が図られると考えております。

しかし、タブレット端末の配置がされたばかりであり、教職員や児童生徒がすぐに使用することができない状況であることから、教職員が操作や指導方法を習得するなどの研修

を行い、まずは児童生徒が端末を手にとって操作に慣れるところから始め、秋ごろから児童生徒が授業等で少しずつ活用できることを目指しており、まだ本格的な活用には至っていませんが、徐々に準備を重ねて、日々の教育活動で計画的に活用できるように進めているところです。

また、これからの活用方法ではありますが、新学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」「個別最適化された学び」に基づき、検索サイトを活用した調べ学習、文章作成やプレゼンテーションソフトにより自分自身の考えをまとめることや仲間との協働学習を実施したり、さらに、デジタル教材の活用により一人一人の学習状況を把握することもできるなど、児童生徒の発達段階や学習内容に応じたＩＣＴ機器の活用が行われるものと考えております。

これからのＩＣＴ整備については、情報社会が進展する中で、児童生徒が情報や情報手段を活用する情報活用能力の育成が必要不可欠であり、ハード・ソフト事業を含めて、児童生徒が学習意欲を高め、学力の充実・向上を図るためのより良いＩＣＴ環境づくりに努めてまいります。

３点目に「学校と家庭でのＩＣＴ環境ギャップをどのように考え、その対処方法について」のお尋ねがありました。

国のＧＩＧＡスクール構想により学校における端末と情報通信ネットワークの整備は完了いたしました。将来的には家庭にいる児童生徒と学校の教職員がＩＣＴ機器を活用し、双方向での学習などの活用を考えた時に、児童生徒の家庭における通信環境の整備は大変重要であると考えております。

現在、通信環境に差がある農村地帯を中心とした高速大容量の光回線未整備地区については「高速無線環境整備推進事業」を活用して来年４月の供用開始を目指して整備中であり、その整備が完了されれば、児童生徒の在宅学習のための情報通信環境が改善されると考えております。

また、昨年末に実施した「家庭におけるインターネット実態調査」により、９％の児童生徒が家庭におけるＷｉ－Ｆｉ環境が整っていないという結果がありました。

そのため、Ｗｉ－Ｆｉ環境が整備されていない家庭に国の補助金を活用して貸し出し用のモバイルルーターを購入したところであります。

当面はタブレット端末などの利用は学校での利用を考えておりますが、今後、家庭での在宅学習が行うこととなった場合は、Ｗｉ－Ｆｉ環境が整備されていない家庭には購入したモバイルルーターを貸し出し、児童生徒の学ぶ保障を確保してまいります。

４点目に「コロナ禍での学校運営で学校行事が計画できない状況の中、代替案をどのように考えているか」のお尋ねがありました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、約１か月半の臨時休校に伴い、授業の遅れを教育課程の見直し、夏休み・冬休みの長期休業日の短縮などで対応し、学校行事についてはすべてを中止することではなく、教育的意義などを考慮し、精選、縮小するなどの工夫をしながら進めてまいりました。

今年度の学校行事については、近隣市町では一部中止もある中、本町においては児童生徒はもちろんのこと、保護者や地域にとってもとても楽しみにしており、教育的な意義が大きいことから、感染予防対策を徹底しながら、基本的にはすべて実施の方向でスタート

いたしました。

しかしながら、5月16日から6月20日まで北海道が緊急事態措置となったため、期間中に予定していた運動会などが実施できなくなりましたが、秋への延期や内容を変更するなど、できる限り実施する方向で学校と連携を図っておりますのでご理解願います。

5点目に「通学・授業・日常生活における子どもたち、教職員の感染防止策について」のお尋ねがありました。

学校における感染防止策につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づき実施をしております。

学校においては、児童生徒や教職員の健康状態の把握、三つの条件が重ならない「3密」の回避、教室のこまめな換気、人体的距離の確保、マスクの着用、手洗いと手指消毒、対面となる班学習や班給食を行わない、学習内容や学習方法の工夫を行い、基本的な感染予防対策を徹底しながら学校教育活動を継続していく考えであります。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま、教育長から非常に詳細な答弁をいただきました。今まで私も何回かいろんな質問をしたんですが、これほどの回答書、枚数の多い丁寧な回答書は久しぶりに見させていただきました。ほとんど網羅されていると思います。ただ、何点か再質問をさせていただきたいなというふうに思います。

私の質問、それから教育長の答弁にもありましたが、GIGAスクール、それからICTという横文字の言葉が非常に多く最近では聞かれるようになりました。町民の、特に高齢の方、子どものいない方、おじいちゃん、おばあちゃんたちにしてみれば、GIGAスクール、何の話をしているんだ。ICT、何の話をしているんだというふうに思われるかと思しますので、町民、一般、我々も含めて、町民がわかるように、GIGAスクールとは何ぞや、ICTとは何ぞや、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、西森議員の方からGIGAスクール、ICTと横文字が多いということで、わかりやすい言葉で説明をしていただきたいという意味合いかと思います。

GIGAスクールのGIGAにつきましては、^グ ^{ロー} ^{バル} ^ア ^ン ^ド ^イ ^ノ ^ベ ^ー ^シ ^ョ ^ン ^ゲ ^ー ^ト ^ウ ^ェ ^イ ^フ ^ォ ^ー ^オ ^ー ^ル ^イ ^ン ^ノ ^ベ ^ー ^シ ^ョ ^ン ^ゲ ^ー ^ト ^ウ ^ェ ^イ ^フ ^ォ ^ー ^オ ^ー

でも全然こう中に入ってきませんが、多分大半の方はわかっただろうと思います。それで本町も国が示す、こういうGIGAスクール構想、方針示されたものに乗っかって教育をしていくという答弁がございましたが、国が示す教育方針と本町教育委員会が進めている教育現場との差異はどのぐらいあると思いますか。お尋ねします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 国におきましては、まずは、当初このGIGAスクールは5年を予定をしておりました。議員ご存じのとおりコロナ禍において、できるだけ早く整備をしてということなんです。元々このGIGAスクール構想につきましては、こういう情報通信社会が発展してきている中で日本の教育の中で子どもたちがゲームなんかはやるんですが、いわゆるコンピュータをですね、授業とか調べ学習とかそういうのに使っていくのがなかなかまだまだということもあってですね、文科省および経済産業省が後押しをするかたちで整備をしていくと。先ほど述べたコロナ禍の中で進めようということですが、元々はコロナのためのうんぬんではなくて、そういう教育活動を広めていくということです。回答にもありますが、なかなかこう国も、いきなりすべての状態が教育活動で進展するということは、国もそこまでは考えてはいません。ただ、スタートラインには立ったので、これからさまざまな、回答でもありましたが、研修をしながら、先生方も慣れながら、児童生徒も慣れながらですね、続けていこうと。本町でいきますと、3年計画でとりあえず今、手引きなどを作りながらですね、教職員の方と連携をしながらですね、今進めているところですので、差異となるとちょっとなかなか回答的には難しい部分がありますが、そのようなことで本町は進めているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今の答弁なんです。3年計画で徐々に国の方針に沿っていきたいというように私は受け取りました。この取り組みは現在の状況、将来の教育にとって非常にいい取り組みではないかと私は思います。文部省のガイドラインに沿った進み方をしていくんだなというふうにも感じました。ただ、このGIGAスクール構想の中で、子どもたち、さまざまな子どもたちがいますから、適、不適の場合ができてくると想定されます。合う子、合わない子、今のパソコンに合う子、それから合わない子が当然出てくると思います。それらの対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、そのお子さん、お子さんに、合う、合わないという、このコンピュータなり端末なりがというご質問でございました。現在もいろいろ対面授業やなんかできめ細かく授業はされていると思います。発達段階に応じて使い方も変わっていくということでございますので、その辺は教職員の方でもいろいろ配慮をしながらですね、実施をしていくということになるかと思います。もう一つこのGIGAスクールの中で、1人1台タブレットを配布したというのは、個別最適化された学びという言葉が出てきますが、今まで例えばですね、タブレットの中で先生方からいろいろ質問された中で、はいと手を挙げる子もいれば、なかなかわかってても手を挙げられない子がいる中で、例えばタブレットの中でいろいろ答えを示したり、考え方を示したりということを先生方が一目瞭然見えるようなかたちになってきます。それに応じて教職員が個別最適化された学びを作り上げていくというような、一応構想的にはそのようなかたちになっていますの

で、できるだけそのようなかたちに近づけていくよう教育委員会としても支援していきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 発達段階に応じて使い方を変えていくと。それから1人1台ということになっておりまして、個別最適化された学びを追求するんだということなんですが、非常に懸念されるのは、小さいころから自然が大好きで、特に機器は嫌なんだと。特にパソコンは嫌だという子どもがはっきり意思表示をする時代ですから、ゲーム機で遊ぶ子が大半の中、ゲーム機はまったく嫌だという子どもも見られます。ぜひ、その一人一人の子どもに応じた教育も合わせて進めていただければなというふうに思います。よろしく願いをしたいと思います。

それから、GIGAスクール構想によりまして、特にWi-Fiなどの無線機器を整備すると思うんですが、非常に懸念されるのが電磁波の問題です。電磁波というのは体に与える影響が非常に多いということで、特に、大人よりも子どもが電磁波の影響を受けやすいというふうに伺っております。この電磁波に関して教育委員会はどのような受け止め方をしているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ICT教育を進める上では、子ども健康被害というのは、やっぱり気をつけていかなきゃならないというふうに教育委員会としても思っておりまして、その中でよく言われているのが、例えばICT機器を使うとドライアイになったり視力が低下したり姿勢が悪くなったり、また、今、議員おっしゃっている電磁波による身体的影響とか、さまざまなことが指摘されているような状況でございます。その中で本町としましても、それらをこれからGIGAスクールでハード機器が揃った中で、そういう子どもの健康被害ということも考慮しながら、それを学校とも共通認識の中で進めるということで、児童生徒の健康に留意してのICTを活用したガイドブック、活用にあたっての指針みたいなをつくりまして、これから本格的に活用されるであろうタブレット端末を進める上で、それらを学校の授業や、もちろん家庭との連携を図っていかなきゃならないんで、それらも含めた中でやっていきたいというふうに思っていますし、議員おっしゃった電磁波の部分で言えば、子どもによっては、私自身新聞とかテレビ等での報道でしかないですけど、Wi-Fiの電磁波によるようなことで、どうしてもアレルギー的なものが出て教室では学習できないようなお子さんもいるというふうに聞いておりますので、それらも慎重に考えながらICT整備に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、教育長の答弁にガイドブックをつくるという話がありましたが、ガイドブックの話も聞こうかなというふうに思っていたんですが、非常にガイドブックをつくるという意味合いではよいのではないかな。いいことではないかなというふうに私も思います。電磁波による健康被害、これ私もインターネットでちょっと調べたんですが、アトピーなどのアレルギー症状が顕著に出る。それから不眠、歯ぎしり、おねしょといった睡眠障害も出る。頭痛や低体温症状も見られる。特に子どもは頭蓋骨が薄く、体内の水分も多いため、大人より電磁波の影響を受けやすいというふうに載ってました。非常に成長段階で大事な子どもたち、成長する時に、こういう電磁波による被害を少しでも減

らしていただきたいなというふうに私は思います。対策として、本町の教育の中で電磁波のW i - F iのような高周波への対策があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 現時点で、そういうお子さんがいない状況の中での対策という部分で言えば、学校だけではなく、社会全体というか、家庭も含めてなんですけど、電磁波が飛んでいる状況の中で、そのお子さんは普段の中からやっぱりこう悩んでいることだというふうに思っております。その中で、仮に学校でのもしそういうお子さんがいるとしたら、そういう環境が、電波が届かないというんですかね、環境を整えながら、どうしても集団学習ができなくなってしまうんですけど、個別学習などで対応していくようなかたちでしか今のところちょっと、考え方としては、今の段階ではそういうことで考えているところでございます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） この高周波への対策なんですが、できるだけ発信源から距離をとっていただければなというふうに思いますし、電磁波にボールする、当たる時間を極力、最小限にやっぱり減らしてほしいというふうに私は思います。それで学校ではタブレットとかパソコンを用いたW i - F i通信をしない時間というの当然あると思うんで、これはアクセスポイントのスイッチを切っていただきたいと。これは大人と違いまして、大人は仕事でやむを得ず使わなきゃならんという立場にありますが、子どもの成長段階でタブレット、それからパソコンを習っていく段階でこういう被害に遭ってしまうと、なかなか、あとパソコンにも触れない状況になりますので、今言った2点、発信源から距離をとってもらいたい。それから電磁波にボールする時間を最小限に減らしてもらいたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 貴重なご意見として、そういう子ども一人一人に対応したような環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ありがとうございます。ぜひ、お願いをしたいと思います。

続いて、タブレット端末、1人1台配布する。それからI C T整備をどのように整備するかという再質問になりますが、昨年のように長い時間にわたって学校が休まざるを得なくなりました。学校へ行きたくても行けない。家にいてもすることがない。リモートで授業ができればいいんだけど、まだ高速通信が入っていないという現状があった訳です。これから時代に適合した教育システムをとというふうに思うんですが、本町は1人1台のタブレットということで理想的な教育現場をつくろうとしています。まず配布するのが目的なのか。配布すればそれでいいのか。どう活用するのか。そこら辺が非常に大切な問題ではないか。配布してそれで終わり。使い方は先生方、子どもたちに任せるよということなのか。教育委員会としての考え方があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、タブレット1人1台配布の後の方策ということかと思えます。3月にタブレットが全部入りましてですね、4月から運用しております。先

ほど回答にもありましたとおり、入ったからすぐできるということではなくて、現在、全員使えるようなかたちになるための準備をしているところでございます。今のところ各学校でも研修を行っておりますが、教育委員会の方でもこのタブレットの活用するための研修をですね、この7月に2回ほど実施をしようということで考えております。そのようなことを積み重ねながらですね、回答にもありましたように秋以降にですね、少しずつ児童生徒も使えるようなかたちを育んでいきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） それとですね、最初にこれは聞くべきだったんですが、本町が入れたタブレット端末はキーボードのついたものなのか、ただのタブレットなのか、一つ、ここだけお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 今回GIGAスクール構想の中で導入したものはキーボードが付いている画面と一体型のもので。ただ、2年前に購入したものもございますので、それはタブレットとキーボードが別々についているもので、パソコン教室に入っているようなものはそのようなかたちになっております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、課長から説明がありましたが、2年前に入れたものは別々にキーボードがついているよということだったんですが、ぜひ入れ替える時は、これからはパソコンのようにキーボード付きのタブレットというか、キーボード付きのパソコンにしていただければ大きくなっても仕事で当然使いますし、早くからぜひ馴染めるという利点があって、その方がいいんじゃないかなと私は思います。ただタブレットにはタブレットの良さがあって、パソコンにはパソコンの良さがあるということなんですが、そこら辺ちょっとお聞かせ願えればお願いします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） それぞれ一長一短があると思います。今回導入したものは一体型ですので、蓋を開けると画面とキーボードが一緒になっている。それをこう逆さまにしてタブレット状にも使えるというものでございます。前に購入したやつは本当にタブレットと線をつないで、ブルートゥースというかたち、無線で飛ばすようなかたちなんですけど、キーボードがあって、それを操作するというようなかたちです。議員もご存じかもしれませんが、タブレットはタブレットで軽量で非常にこう持ち運びが良くてということで、今回買ったやつは両方できるようなものですが、タブレット単体はキーボード部分がちょっと重いというかたちになっています。今後につきましては、技術革新もありますので、今後入れ替えの時にはですね、またさらにいいもので低価格なものがあればですね、研究していきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） このコロナ禍によってですね、子どもたちが非常に勉強する、学校へ来る時間が限られてしまったと。ここ2年間の間にね。平日2割弱が授業時間が増えているという現状にあるそうです。児童生徒が1人ずつ情報端末を使えるようにするGIGAスクール構想、これはコロナ禍によって、当初より前倒しされて整備が進んでいると私は思います。この整備されたPC、それからタブレット、端末の管理は学校で誰がやっ

ているのか。専属の人がいるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 基本的にはパソコンの管理は学校の方で担当の先生なり教頭先生なりが対応するかと思いますが、いわゆる調子が悪い時とか、うまくつながらない時とかいうものにつきましては、この4月からですね、保守契約、それからそういうトラブルあった時の対応ということで業者と委託契約を結ばせていただいて、年間何かあれば業者にすぐ連絡をして対応していただくようなかたちをとっております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） これ先生の負担が非常にこうなれば増えてくると思うし、先生もタブレット、それからパソコンに不慣れな先生は猛勉強しなきゃならんことだろうというふうに思います。できるだけ早くやっぱり慣れていただいて、子どもの教育にあたっていただきたいというふうに思います。ただ、せっかく導入したものですから、少しでも早くから馴染むというか使い始める方がよいのではないかな。慣れることから実際に少しずつ使えるようになるという意味合いでも、やっぱり少しでも早くから買ったものですから使っていただいた方がいいのではないかなというふうに思います。この使うためにデジタル教科書。当然これこういうものが初期の段階から出てくると思うんですが、これらの手配、それから今までの紙の教科書、これ併用で学習可能だと思いますが、ここら辺のバランスを聞きたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、デジタル教科書の関連でご質問がありましたのでお答えしたいと思いますけど、紙の教科書の内容をタブレット端末に入れてやるというのがデジタル教科書的な意味合いで、国は令和元年度から使用を認めておりまして、本当ごく一部なんですけど、学校によっては、私立が多いと思うんですけど、使用している状況があります。それで国のこれからの方針としましては、デジタル教科書を入れながら、その辺のとこのICT教育を進めるというところで、今のところ国の方針としては、令和6年度に小学校の教科書の入れ替えということがあるんで、そここのとこで本格的な導入をしていきたいということで今進められているところで、それで全部が、これもちよっと新聞報道でしかまだ知り得ないんですけど、全部をデジタル教科書にするのか、それとも一部をデジタル教科書にして紙の併用をするのか、さらに学年によって入れるのかというのが今、国の方で協議されているような状況だというところで本町としまして、いずれにしても基本は教師との対面授業というところがありますので、国も示しているように、そういうとこ、対面授業とデジタル、ICTの部分を活用した対面授業も含めたハイブリット学習と言うんですけど、それらを併用してやっていくという方針示されておりますので、本町としても、そのような方向性で整備を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、教育長の答弁を聞きまして、非常に安心したというのは、一気にデジタル教科書にかえられるとついていけない子どもがかなりの数出てしまうなという懸念と、それからやっぱり紙の教科書もやっぱりずっと今までなじんできたものはこれ必要ではないかなと私は思います。まず併用で学習効果を上げていただきたいというふうに思いますし、文科省からデジタル教科書案が示されても紙の教科書は残ると思いますん

で、その今、教育長が言われたように学年で分けるのか、科目で分けるのか別としまして、すべてをデジタルにされては、やっぱりなかなか大変かなという思いがしますので、若干の期間でもやっぱり何年間でも残して徐々にやっぱり変えていくというスタイルをとっていただければなというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） デジタル教科書自体も一長一短がありまして、紙の方が子どもの頭の中に入りやすいということも言われていることもあったり、先ほど言った健康被害のこともあって長時間使うことによって視力の低下というデメリットがある一方で、やっぱりこう画面上に書き込みやすくて使い勝手がやっぱりいいという部分のメリットもあったり、みんなでこうそれを見ながらやるということでは非常にメリットもあるということもありますので、それらも含めた中で、うちの町に合った教育課程というところがどうなのかということを検証しながらデジタル教科書についての検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ありがとうございます。

次に、コロナがいつ収束するかまだ見通しが立たない。今ワクチン接種の真っ最中で子どもたちまでまだいっておりませんが、コロナが再流行しても学校に子どもたちを行かせたいのかと、行かせたくないのか、どうなんだろうという民間調査が行われました。これ小中高生の保護者にあてての2020年8月に行われた調査なんですが、6割が、やっぱり6割の父兄が登校をさせたいと。学校へ行かせたいと。1割の親御さんが収束後も行かせたくないという評価をしたそうです。学習のICT化継続希望が非常に多かったという結果だそうです。やはりここにも1人1台タブレットの時代だよという意見もあったそうです。一つお伺いしたいのは、当然、タブレットを使っていくとトラブルが非常に多くなるということで、このトラブル集をつくって共有事項にしてはどうか。それから5年後を見越した計画などが必要ではないかと私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、タブレットを使っていくと非常にトラブルとかが多くなっていくというようなご心配のご質問かと思えます。5年後目指してどうするのかという意味合いだと思いますが、先ほど回答にもありましたICT活用推進会議の中でICT教育の活用の手引きというものをつくっております。その中にもいくつか、このトラブルとかの対応についてのQ&Aなども盛り込みながらですね、これについてはパソコンだけではなくスマートフォンですとか携帯電話の中でも多くトラブルの話は今までも出されております。その延長線上の中でですね、現在学校でもそういうスマホ関係のものでの使い方ですとか、SNS上の書き込みの問題とかですね、学校教育の中でも子どもたちにいろいろと指導していただいたり、講師を呼んで講演を聞いたりというようなことをしておりますので、引き続き、そういうことで続けていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） よろしくお願いをしたいと思えます。続いて3番目の再質問なんですが、学校と家庭でのICT環境ギャップ、非常にあると思えますが、その対処方法と

いうことでお聞きしました。学校のＩＣＴ環境整備は文科省や市町村の教育委員会が計画実行ということで進めておりますが、個々の家庭においては非常にできるところとできないところがある。先ほど教育委員会が用意をして貸し出すんだという答弁がありましたが、これは家まで持って行って使っていいものなのか、貸出期間はあるのか、そこら辺はちょっと詳しくお伝えしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、タブレット、自宅の方に持ち出しをどうするのかという質問でありました。モバイルルーターの関係ですね。モバイルルーターにつきましては、回答にもありましたとおり調査に基づいてですね、国の昨年度の補助で５０台ほど購入をして各学校に配布をしております。それぞれ環境が違いますので難しいところはありますが、一応今のところまだ持ち出しのことはいろいろとルールづくりとかもありますし、それぞれの環境が違うということで今のところはまだ持ち出しは決めてはおりませんが、将来的には持ち出した場合には先ほど言いましたモバイルルータを使用してというようなことを貸し出しをしながらですね対応していきたいと思っております。基本的にはあくまでも在学している期間ということでございますので、卒業後は返却をしていただくと。それぞれ小学校であれば小学校でまた返却をしていただくということになります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○２番（西森信夫君） いい回答をいただきました。在学中、ない者にはモバイルルーターを貸すというお答えをいただきましたが、その時にできれば保護者に、やっぱり保護者にも手引きなどを配布をしていただければな。使い方から注意点から子どもの電磁波の問題から載せた手引書を配布していただければなというふうに、これはお願いになりますが、申し上げておきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、４番目の再質問になります。

これコロナ禍の学校運営で学校行事が計画できないという中で代替案をどのように考えているかということで、答えをもらいましたが、特に遠足、運動会、これは秋に延ばすんだという回答もいただきました。これは一生に一度やっぱり子どものころの運動会は一度しか体験できないとか、やっぱり何年生の時に１回だけ一等になったというのは非常に子どもの記憶に残っているようなものでありまして、大事な一つの行事でないかなと思います。ぜひ回答にありましたように時期をずらしてでもやってあげていただきたいなというふうに、これもお願いになりますと思います。

また、修学旅行、卒業式は特に何らかの方法を考えるべきというふうに思います。時期をずらす、子どもを少なくする、非常に分けてやる、いろんな方法があると思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず昨年度の関係でいきますと、令和２年度は春先１か月半ぐらいの休校があったということで学習の遅れを取り戻すためにいろんな方策をしながら、その中で行事の精選を含めた中でのことをやらさせていただいたというところで、学校祭、学芸会以外は内容を変更したり時期をずらしながら、実施はできたというのがまず去年のあれで、回答でもお答えしたように今年度はいろんな感染症対策をしながら全部の行事をやるということでスタートしたところですけど、特に緊急事態宣言下の中で、その期間で

の運動会が一度5月末、6月頭の予定だったのをずらして、さらに緊急事態宣言が延長されたんで、さらにそれは延長せざるを得なくなったという状況で、秋に実施したり、内容を変更しながら実施するという事で、あと修学旅行や宿泊学習、学芸会等についても、今のところは予定どおり行う予定で、本当に子どもたちは学習だけではなく学校行事というのを楽しみにしており、教育的意義で申し上げましたら、児童生徒同士が協力しながら、やっぱり一つの体験的なことをしながら連携を図り、それを深めるという部分では非常に意義深いものだというふうに思っていますので、学校ともその辺のところを連携図りながら実施に向けた方向性で努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。5分です。

○2番（西森信夫君） 今、教育長の言われた非常に行事を引き続きやっていくという力強いお言葉をいただきました。子どもたちのためにやっていただければなというふうに思います。

続いて、通学、授業、日常生活における子どもたち、教職員の感染防止対策、これもお答えいただきましたが、万が一、家庭内で感染した場合、子どもたちの対応はどうするのか。

それから、通学の中でバス通学などもありますが、現状の対策はどうか。それから、この新型コロナウイルス、これは今後、変異しつつ、やっぱりインフルエンザのような心配も懸念されます。毎年ワクチン接種が必要になるかもしれません。今後の対応について、これも伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） まず通学、それから日常生活の中での感染防止ということで、まず家庭感染の、家庭での感染のことについてのお話だったと思います。

常に学校の方はそうですが、家庭に向けて学校内での感染防止を呼びかける学校だより等を発行しておりますが、通じて各家庭にも呼びかけを行っておりますので、これはもうごくごくそういうようなかたちですね、家庭の方にも周知をさせていただいてということになるかと思います。

それから通学の部分につきましてはですね、現在も通学の中につきましては、非常に限られた空間ということで心配の部分もあるかと思いますが、現在、バスにつきましては、運転席をビニールで囲むようにしていますと、走り終わった段階で座席の消毒をする。それから運転手の手洗いの徹底、子どもたちの乗車時には消毒をして、マスクをしていない子には声をかけたりとか、大きな声で話さないようにというようなことでですね、あと換気は常に行っているような状態で、限られた空間の中をですね、感染対策を十分に行いながらですね、今、通学をしているということですので。

三つ目のワクチンのことにつきましてはですね、なかなか、今、現状の部分で手一杯ということですので、今後のワクチンにつきましては、国の動向も鑑みながらですね、今後また対応していくことかと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 最後の質問になりますが、コロナ禍によって非常に教育現場も大きく様変わりしていくのではないかというふうに思われますが、子どもたちが学びの場としてのステージづくりは非常に大切ではないかというふうに私は思います。この大変な状

況の中で就学している子どもたちに希望とやる気を与える学校であってほしいというふうに常に思います。教職員の皆さんとコンタクトをとりつつ、まず父兄が安心して託せる学校運営を望みますが、最後に所信をお伺いしたいと思います。教育長お願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。2分です。

○教育長（林 秀貴君） 確かにコロナが発生してから2年余りたっている中で学校現場は本当にその前と今では本当に状況が変わっている状況で、子どもたちの様子を見ますと、そうは子どもたちはそういう状況を受け入れながら非常に元気に今、学校生活を送っているところで、そのような環境をつくっていくというのが教職員なり、私たち教育委員会の役割だというふうに思っていますので、コロナがいつ収束するかわかりませんが、それらの環境に応じながら、子どもたちの学びの保障を図っていききたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 2番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午後3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時 5分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、5番、西山由美子君の発言を許します。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。通告書に従いまして一般質問を行います。

ひとり親世帯への支援充実について、町長にお伺いいたします。

2015年に行われた国勢調査によると、ひとり親世帯のうち、母子世帯数が7万5千4,724（全世帯の1.42%）、父子世帯が8万4,003（0.16%）という調査結果が出ました。その8割近くの理由が離婚によるものです。

また、昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響により、非正規雇用のサービス業などで働く母子世帯からの生活苦を訴える声が多く聞かれると報道されています。幸いにも感染者は出ていない本町ですが、さまざまな事情を抱えているひとり親世帯への支援の状況と支援充実に向けた今後の考え方を町長に伺います。

1点目、本町のひとり親世帯の現状と主な支援策は。

2点目、ひとり親世帯の公営住宅入居率と使用料の減免措置拡充の考えは。

3点目、コロナ禍による収入減などの実態把握は。

4点目、児童扶養手当の申請および支給状況は。

5点目、少子化対策も含め、町独自の支援などの考えは。

以上、お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「ひとり親世帯への支援充実についての支援策について」5点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1 点目に「本町のひとり親世帯の現状と主な支援策は」とのお尋ねがございました。

本町におけるひとり親世帯数は、令和3年5月末時点で60世帯、うち母子世帯が52世帯、父子世帯が8世帯で、主な支援策としましては、北海道が行っておりますひとり親世帯を対象とした「児童扶養手当」が支給されております。また、本町では、ひとり親世帯を含めた中学生までの児童生徒を養育している方へ「児童手当」を支給しているところです。

また、コロナ禍における令和2年度には、北海道を事業主体とする「低所得者のひとり親世帯への臨時給付金」として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されています。

本町においても、「子育て世帯への臨時特別給付金」として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子ども1人に対して1万円の給付金を給付したところであります。

また、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、北海道を事業主体とする「低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」が、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金が支給されています。

2 点目に「ひとり親世帯の公営住宅入居率と使用料の減免措置拡充の考えは」とのお尋ねがございました。

町のひとり親世帯の公営住宅への入居率につきましては、ひとり親60世帯のうち、徳波団地、幸栄団地、末広団地、日出団地に合わせて29世帯が入居しており、入居率は48.3%となっています。

使用料の減免措置拡充でございますが、公営住宅は、憲法25条の趣旨にのっとり、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅に困窮する低額所得者に対し、国と地方公共団体が協力して、低廉な家賃で供する住宅となっております。

公営住宅制度は、こうした本旨に基づき、真に住宅に困窮する低額所得者に対し、公平かつ的確に供給できるよう、国民所得や賃貸住宅市場の動向を踏まえ、不断の点検見直しを行っており、本町における公営住宅の入居基準や家賃の算定等は、政令に基づき条例で定めております。

家賃算定につきましては、世帯の合算所得から扶養控除や障がい者控除、寡婦控除等の公営住宅法上の控除額を差し引いた額を12カ月で割った収入月額と住宅の建築価格や経過年数、規模などにより決定されており、同じ住宅であれば、所得の低い階層がより安く入居できる仕組みとなっております。

また、公営住宅法施行令の一部改正によって、令和3年7月以降の家賃算定に当たっては、現行の寡婦控除額27万円について、ひとり親に該当する場合、控除額が8万円増の35万円となることとなっております。

その他、収入が著しく低額な世帯につきましては、家賃減免制度もございます。

ひとり親に対しましては、家賃設定段階で配慮されており、町としましては、公営住宅制度を基本に制度設計することが、ひとり親対策につながっているものと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

3点目に「コロナ禍による収入減などの実態把握は」とのお尋ねがございました。

ひとり親に限ったものではありませんが、昨年12月から1月にかけて、子育て世帯の家計への影響を把握するためのアンケートを実施しており、4割弱の方が収入面での影響を受けたとの回答がございました。こうした状況を踏まえて、町独自で「子育て世帯生活支援給付金」事業を実施し、経済的支援を行ったところであります。

4点目に「児童扶養手当の申請及び支給状況は」というお尋ねがございました。

児童扶養手当の給付事務は北海道が行っていることから、訓子府町が行う事務として、対象者への周知、申請受付、決定通知の送付を行っております。

申請につきましては、町民課戸籍年金係と連携し、ひとり親の対象者が来庁された際に福祉保健課につないでもらい、制度の説明を行い、漏れなく必要とされている方に申請をしてもらっているところであります。また児童扶養手当につきましては、北海道より年6回、奇数月に支払われております。

5点目に「少子化対策も含め町独自の支援などの考えは」とのお尋ねがございました。

本町では、教育と福祉分野で連携を図りながらさまざまな独自施策を実施しております。

妊産婦などにつきましては、妊婦健診14回の無料受診、妊娠・出産についての学習や、母親・父親同士の交流と妊婦の歯科相談等を行う「母親教室」や「両親教室」を実施しております。

また、道の特定不妊治療費助成、不育症治療費助成に対する町費の上乗せによる負担軽減を図っております。

子ども子育て支援につきましては、子育て支援センター、児童センター、認定こども園の3施設、それぞれの機能を発揮させ、保護者の就労状態や家庭環境などにも十分配慮して運営に努めております。

この他に、道のひとり親家庭等医療助成および子ども医療費助成の自己負担分に対する町費の上乗せ助成、さらに、高校生等に対する通学支援による家計負担軽減などを図るなど、世帯の構成に関係なく子どもを安心して生み、育てられる環境づくりを整備し、さまざまな角度から少子化対策に取り組んでおります。

ひとり親世帯の独自施策につきましては、今後も実態の把握に努めながら検討してまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 項目に従いまして、再質問していきたいと思います。

未成年の子どもがいらっしゃるご夫婦が離婚した場合、まずは父、母のどちらかが親権者として定められます。そして、その後、ひとり親世帯の世帯主として子育てと生計の維持という二重の負担を負いながら暮らしていくことになります。主に女性が世帯主となることが多いと思うんですが、女性の場合、正規職員のなってる比率がすごく低いです。総務省の労働力調査の統計によりますと、全労働力に占める男性の正社員比率は78.7%で女性の比率は46.4%だそうです。田舎の場合は特に非正規が多いんじゃないかなと思います。パートやアルバイトなどの非正規雇用のひとり親家庭の場合は生活基盤が安定していませんので、多くの支援が必要となると思います。一つ目の質問で本町の現状と主

な支援策についてお答えいただきました。決算審査で元年の状況はわかっていたんですが、また少し増えているんだなということで60世帯、5月時点で60世帯、母子世帯が52世帯、父子世帯が8世帯ということでお答えいただきました。訓子府町の子育て世帯はどのくらいあるのかなと思い、ちょっとわからないんですが、全体の世帯数が2千とちょっとですから、65歳以上が1,200ちょっとですよ、800のうち後半の64歳までは何世帯なんでしょう、本当に18歳までの未成年のお子さんを育てている世帯はどのくらいあるかわかりませんが、およそ五、六百なのかなと思えば1割ぐらいのひとり親世帯数になるのかなと。それでその先ほど申しましたひとり親世帯の収入状況というのは役場の皆さんの方で状況をつかまえていると思いますが、それをつかんだうえで、今の町としての支援策で十分とお考えでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） ただいま、西山議員さんからご質問のありました件についてお答えを申し上げたいと思います。

現在の町としての母子世帯、父子世帯への支援が十分かというご質問に対しては、決して十分であるとは思ってはおりません。今回昨年12月から1月までに実施した子育てアンケートの結果からもひとり親に限ったことではないんですけども、やはり収入が減少したと回答した方も4割弱がいたりとか、あとひとり親世帯の方の職業を見るとやはり6割近くがパートだったり派遣の仕事とかのところで収入が安定しないということも見られております。あと全員が全世帯の方がお答えした回答ではないんですけども、やっぱりひとり親世帯の収入自体が200万未満とか、そういう回答も得られています。ひとり親の世帯の方の事情というのは、そこそこ皆さん違うと思うんですけども、いろいろと親族の方の支援を受けられている方とか、まったくそういう支援も受けられていない方もいらっしゃるので、今後については、いろんなそういう世帯の方に対して、いろいろな貸付制度とかいろんな相談窓口を周知しながら、あとは個別の対応をとっていかないと考えております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 一番気になったのが相談受けた中でプライベートなことから、ひとり親世帯の人を私も年齢の差がありますから、十分知っている訳じゃないんですが、大体その60世帯のうちの1割程度の方からお話いただきました。皆さんすごく自分の、それぞれもう長い方もいらっしゃいますけど、最近ひとり親世帯になった方も含めていろんなことをお話してくださいました。やはり今、課長さんがおっしゃったように決して世帯の収入状況というのは、決していいものではないし、かといって皆さん、このコロナ禍において、町や国から支援いただいたことのすごく感謝しているとおっしゃってました。私が一番最初に相談受けた時の内容が、公営住宅入居に関してだったんですね。確かその方がおっしゃるには北見市の場合はひとり親世帯が入居、市営住宅入居したいというふうに申し込んだ場合、半額補助だと言って言われたというので、あれと思って、北見市の方に問い合わせしてみました。やはりそれは勘違いといいますか、半額補助というのではなくて、公営住宅というのはしほり、法的なしほりがありますから、ただ、減免措置の目安として、高齢者世帯とか障がい者世帯とかひとり親世帯というのは、目安としてこの項目に上がっているんですね。だから例えば北見市の場合は市営住宅がすごく抽選ですぐ

には当たらないので、その抽選で少し優位に優先的にするとかやはり訓子府町と同じ所得に応じて低所得者に対する減免制度ということは伺いました。だからその相談受けた方も公営住宅に入っているらして、今、北海道、時給、最低賃金は861円ですよ、この近年こう少しずつ上がっているんですけど、時給ですから、少しずつ上がっても自分が総体的にどのぐらい働いているのかというあまり見えないんですね。ただ、その上がったことで総収入がちょっと上がりますと、その減免措置の価格より上がってしまうと、そこで毎月の家賃、使用料がばっとう何千円も上がってしまうことがあるので、そうすると貯蓄もできない、貯金を崩しながら、あっても崩しながら暮らしている世帯にとっては、やはりすごく大変なことなんだなと。あと公営住宅に、まずは離婚なさって公営住宅に入りたいと思っても、その時に、訓子府町は公営住宅の整備がすごく進んでますよね、だからほとんど古い住宅がこうみんな新しくなっているから、やはり家賃は高いですよ。収入によりますけども、安い設定された住宅に入れなかったとか、そういうことがあるんですけども、公営住宅のそのしぼりでは、この回答見たら難しいということはよく分かりました。ただ、ひとり親世帯の国の何て言うんでしょう、ひとり親家庭専用の手当としては、住宅手当という施策をとっているところもあるんですね、大きな都市とかなんですけども、例えば民間のアパートを借りたりしたら、そののいくらかを補助するとか、そういった公営住宅ではなくても住宅手当としての助成はできないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今ひとり親に対しての支援としまして住宅手当という部分があるというお話でございました。おそらく住居確保給付金というようなもののかなとは思いますが、こちら離職ですとか廃業等をされた方に対して生活確保給付金という部分がこちらはそういう制度があるようでございます。私も今回の質問において、ちょっと調べたところ、そういった部分がありますけども、一応こちらにつきましては、うちの町でやっている部分ではなくてですね、市ですとか、あと保健所がある町村ですね、町、そういうところで、国がやっている事業でございしますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 一番最初にその主な町の支援策って私が伺った時に、一番最初に出てきたのが児童扶養手当、これは道からいただくものなんですけど、だから、うちの町独自はなんなんだろうということが本当は知りたかったんですけども、例えば住宅に関してで言いますと、住宅費が無理であるならば、北見市の場合は低所得者世帯に下水道の使用料が減免されております。生活保護の方は全額で、ひとり親世帯、障がい者世帯、70歳以上の高齢者世帯に半額です。もちろんこれは所得によると思うんですけどもね。そういう何て言うんでしょう、暮らしていく中で、もう想像していきますと、時給861円で、もちろん保険も国保でなかったらだめですし、国保の分は払わなきゃいけないしという、その中で子どもさんを1人、2人、3人と育ててくというのは、子どもさんは確かに児童手当も出ますし、児童扶養手当も低所得ですと当たると思います。これ本当に貴重な収入源です。ボーナスの出ない正職員の方でも所得によっては当たるということですが、これがやっぱり所得によって当たらなくなった時にものすごいやはり打撃を受ける訳です。余裕がないから。子どもさんがやっぱり将来こう高校進学したいとかという状況になった時

も確かに貸付制度はたくさんありますけれども、親御さんとしてはいろいろ悩むことが多い訳です。だから訓子府町として、子育て支援の中のひとり親世帯にどういう支援ができるのかということをもう少し60世帯の方々の声を聞きながらできないのかなってすごく思うんです。調べていくと意外と、医療費助成は18歳までありますよ、それは助かるとおっしゃってました。して、親御さんも入院の場合だけ助成していただけます。あとこれやっているとこ少ないのかな、児童育成手当というのがあります、これは児童1人1万3,500円、月に出ます。これ年3回ですね。以外とこれ大きな都市部なんかはこれを実施しております。それからさっき言った住宅手当とかというのもありますね。それでこのお答えの中で、道が管理している児童扶養手当が何世帯かということが知らされていないんですが、それは今はわからないんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 児童扶養手当の受給者の数なんですけれども、現在、児童扶養手当の受給認定を受けている方の数というのは55名いらっしゃいます。それで、うち、所得の制限とか一緒に暮らされている方がいると、その方の収入も見なきゃいけないので、それで所得の制限とか、あと公的年金を受けている方とかの収入もあるので、それで55名認定者の認定を受けているんですけれども、全部支給が17名の方。一部支給が23名で40名でそれ以外は全部停止というか、当たっていないという方になっている現状です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） そうなんですよね、本当にその所得で切られてしまうので、福祉保健課の係の方にも私その児童扶養手当については北海道がやっているから詳しいことはわからないって言われるかなと思ったので係の方に聞いてみました。例えば、別れたご主人から養育費を支払われている場合、それも合算されるんですかって収入に。そしたら合算されるということでした。でも全国的に見て養育費がきちんと支払われているのは、約2割程度なんです、なかなか難しいです本当に。法的にしぼりを持てば、いろんな措置もとれるんでしょうけれども、そこら辺はそれぞれの家庭の事情がありますから、とても難しいです。手当の一部支給停止というの、その停止という言葉にもすごく敏感になっている方がいらっしゃって、もらえなくなっちゃうんでないかって、それはどういう状況をいうんですかというふうに係の方に言いました。それは多分不正とか、そういう働かないで児童扶養手当目当てにもらっている方も中にはいらっしゃるんだと思うんですが、要するにひとり親の就業、自立を促すために就業困難な事情がないにも関わらず就業意欲が見られない場合は支給額の2分の1が支給停止になるという制度らしいです。でも、全員に聞いた訳じゃありませんけど、皆さん本当に日々必死に子育てと自分の生計を維持するのに必死に働いております。先ほど田舎町ですから親元さんのところに戻ってきて、親御さんのサポートを受けている方も当然いらっしゃると思います。ひとり親世帯になって、間もない人に聞いた話です。まず、地元に戻ってきて、離婚届は町外で住んでいたところでやりますから、戻ってきて役場の窓口に行きました。世帯はどうしますかって、親御さんのところへ戻ってきたんですけども、わからないので、そのまま世帯に、親の世帯に入ってもらいました。それから仕事を探して仕事に就いたら、保育料がものすごく高い保育料が請求されて、世帯分離という方法というんですか、そのことがよくわかんなくて、そ

れからやっぱりそういうふうな手続きをし直したということがありました。まずは訓子府町でひとり親世帯になった場合、ひとり親世帯のしおりというものがあちこちの自治体ですごく細かく配られております。私たち去年から道外研修を北陸の方に予定して今年も無理かなと今話しているんですが、その中に石川県の川北町という、うちの町よりちょっと大きいところで人口がどんどん増えているんですね。子育て世代の支援がものすごく良くて、こういうネットの中でこういうふうに出てるんですが、これは一般の子どもさん生まれたらまずこのガイドブックを差し上げて、この中にきちんとひとり親世帯への支援もあります。そして、このほかにひとり親世帯へのしおりも別に配布しております。要するにはじめての経験ですよ離婚というのは。今まで社会の仕組みもまったくわからなかった訳ですから、だからそこでいろんな勉強になると言いますか、社会のことがわかっていく訳ですよ。だからやっぱりこういうのは役場の方でそういうふうにしてあげないと、なかなか難しいのかなと。そういうことがあります。それでまずは、そういう相談、課長さんがおっしゃったように相談窓口とそういうガイドブック、しおりみたいのをぜひ作っていただきたいと思います。して、福祉保健課の方にもまずひとり親になったらどこに来たらいいんですかといったら児童扶養手当やひとり親家庭の医療費助成は福祉保健課、子育てに関することは子ども未来課、学校教育に関することは教育委員会管理課、これは就学助成とかに申請があると思うんで、そういうふうに相談内容によって、税金はまた町民課ですよ、この変をやっぱりまとめてここの窓口に行けばひとり親になっても係の人ちゃんと教えてくれて、相談にのってくれるというそういう安心感が必要じゃないかなと思いました。いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） ただいま、西山議員からおっしゃられたことについては、本当に感じるところで、やはり、今は町民課に転入なり、そういう届け出があった場合は福祉保健課の方との連携を図って、そういう方のいろんな申請するものとかが漏れないようにということで配慮は十分しているところですが、やはりなかなかそういうことを自ら相談できない方もいらっしゃると思うので、そういうのをこういう相談先があるというのをいろんなしおりなんかも参考にしながら、そういう対応を今後参考にしていきたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 先ほどコロナ禍の中で困窮世帯に対して支援がありましたが、何世帯ぐらい、ひとり親世帯から何世帯の申請があったかはわかりませんか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） すいません、もう一度お願いできますか。すいません。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 私が3番目に聞いていますよね、コロナ禍による収入減などの実態把握はということで、それで町でコロナの対策として、子育ての応援の出しましたよね、世帯数が書いてなかったの、ひとり親世帯の人がどれぐらい申請あったのかなと思ったんですよ。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君、答弁の方ができてますんで。

○5番（西山由美子君） 答弁書の中でですね、子育て世帯への臨時特別給付金として、

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の、この前ですごめんなさいもう一度言います。コロナ禍における令和2年度北海道事業主体とする低所得者のひとり親世帯への臨時給付金として新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に1世帯5万円、第2子以降について3万円が支給されましたとあります。これの世帯数がわかりますか。すいません。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 申し訳ありません。低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円の給付金につきましては、児童扶養手当を受給されている世帯の方は必然的に支給されるので、現在39世帯、母子世帯が35世帯と父子世帯が4世帯の受給されております。

続いて、2年度に行われた子育て世帯への臨時特別給付金というのがあって、これは児童手当を受給されている世帯なので、ひとり親世帯とは限ってはいなくて、ゼロ歳から中学生のいる世帯の方に、児童1人につき1万円というのが270世帯です。今年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯分というのがこれも2年度に行いました特別給付金と同じ児童1人につき5万円が給付されるんですが、これについては先ほどと同様に39世帯の方が受給されています。

あと町独自で3点目の質問にあった子育て世帯生活支援給付金事業については、子ども未来課の方で行った事業ですが、352世帯673人の方が対象で、全員の方が申請されて給付、支給される見込みです。また今後生まれてくるお子さん、今年度中に生まれるお子さんについても1万円が支給されることになります。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） いっぱいいっぱいしてほしい支援があるんですけども、ただ、町にも独自の考えがあるでしょうし、そうですね、低所得者世帯というふうに線引きされますと、そのギリギリ世帯もありますよね。普通の一般家庭もそうなんですが、なかなかやっぱり支援するというのがすごい難しいかなと。あと貸付制度もたくさんあります。ひとり親世帯。それに対して新聞報道でも貸し付けることが福祉なのかという批判めいた意見もありましたが、でも私本当に困った時、やっぱり民間の借金するよりも、やはり公的な資金を借りて、自分で借りたものをやっぱり長くても返すというのも一つの自立の道だと思うので、やっぱりそういう本当に苦しくなった時に、やっぱりこういう手立てがあるんですよということをやっぱり職員しか知らせられないので、その辺も含めてもう少し、結構この4千弱の人口の町で60世帯ってこう多いんじゃないのかなってお話した時も自分と同じ立場にいる人がそんなにいるのかって驚いていた方がいらっしゃったんですよね。だからやっぱり行政として、もう少し小さなことでもいいですから、町が応援しているんだよって、子育てに応援しているんだよということをやっぱり示していくその方策。お金だけじゃなくてですね、何かないかなとすごく思うんですが、その辺、次の質問あるので、こればっかりにあれしてられないんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 質問ですね、あちこち飛んでますから、捉えられない部分もあるんですけど、まとめて言いますと、一つはひとり親世帯が今、約60世帯がいるんだと。そうした時に町として、その家族、家庭に支援する一覧のような、わかりやすいものをつく

った方がいいというのが1点ですね。これは今ちょっと福祉保健課や子ども未来課含めて、そんな金かけてつくる必要はないですから、できないことはないと思いますので、努力させてもらいます。

それからもう1点は、例えば北見市が公営住宅の、ちょっと考えられないことなんですけども、割引だとか、いろんなことがあると。これは例えばひとり親世帯に限って、そういった支援策というのが市や町や村で、独自の施策としてあるとすればですね、これはちょっと調べなきゃならないと思いますので、お時間をいただきたいというふうに思います。

いずれにしても訓子府町も年々離婚して帰ってくる子が多くなっているのも事実ですから、これらをきちんと向き合えるようなですね、状況を少しまださらに努力していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） そういう方たちは役場の職員にはいろんなことを話せると思うので、まず入口の相談体制、それをよろしく、お世話になったって感謝している方もいらっしゃると思います。その辺よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

本町の介護保険料が上昇した要因と今後の見通しについて、町長にお伺いします。

2000年からスタートした介護保険制度も3年ごとの保険料改定見直しが8期目となり、65歳以上の人の保険料が全体の23%の負担となります。本町の介護保険料基準月額7期より800円上昇して5,650円、オホーツク管内町村中斜里町に次ぐ2番目に高い改定です。現実問題として高い高齢化率と介護サービス利用者の増加によるものと理解しますが、その具体的な要因について、町民にわかりやすく伝え理解を得ることが今後の課題解決に向けての対策につなげる重要なことと考え、下記の2点を伺います。

1点目、第8期介護保険事業計画での保険料見直しで本町が管内町村中2番目に高い主な要因は何ですか。

2点目、今後の見通しと非課税世帯への減免などの考えは。

2点をお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間ありませんので端折ります。

議員ご承知のとおり介護保険事業に要する費用の財源については、公費と保険料に分かれておりまして、その負担割合は法令で定められ、うち23%を介護保険料として65歳以上の第1号被保険者に負担する。

本町の令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険料については、基準月額5,650円、年額では6万7,800円となり、第7期の介護保険料と比較しますと月額で800円、年額では9,600円の引き上げとなっています。

介護保険料が増額した要因としましては、介護報酬の改定によるもの、介護保険サービス給付費にかかる費用がサービス利用者等の増などによって、毎年数千万円単位で増加している反面、65歳以上の第1号被保険者数が減少していること、さらに介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇分の抑制に充てていましたが、基金の減少により抑制幅が少なくなったことが要因と考えております。管内的には16の自治体が残額に応じて基金を取り崩し、保険料の上昇分の抑制に充てている状況です。

また、本町は他の自治体と比べ、近隣の北見市の介護サービスを利用しやすい立地にあることから、多彩で充実したサービス提供ができていることも管内的に保険料が高い要因のひとつです。

二つ目です。

第8期介護保険事業計画における介護サービス見込量の推計では、団塊の世代が75歳以上になる令和7年度の介護サービス量については、第8期のサービス量と比較して大きな変動もなく推移し、その後、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年度にかけては、介護サービス、給付費、共に徐々に減少していくものと推計します。

介護保険料については、介護サービス、給付費が年々減少していくものの、第1号被保険者の数も減少していくことから、保険料については、每期ごとに引き上げしていかなければならないものと考えております。

非課税世帯への減免に関しては、町も負担して、国による低所得者への保険料軽減措置の実施や基金の取り崩しによる保険料の抑制を実施しております。

以上、2点についてお答えさせていただきました。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 新聞報道で全道の介護保険料が大きく出ました。その時に町民の方からなぜこんなに訓子府は上位なのによって言われた時に説明のできなかった自分のもどかしさなんですよね。それで具体的なこともそうなんですけども、今の町長の回答の中でわかったんですが、ちょっと私自体がずっとこうわからないことが一つありまして、先ほど町長の回答の中でも基金を取り崩してというのがありました。何か私の頭の中にも昔のことで覚えているのは1期からずっとこう介護保険の保険料の推移を自分でこう引っ張っていった時に、第4期から5期に移る時にですね、月額3,700円がそのまま据え置きだったんです。この期だけなんですよね。あとは全部上昇しています。それでその時の保険計画の中の文言にですね、高齢化の進展や介護保険施設の緊急整備の影響による保険料の急激な上昇を抑制するため、道は財政安定化基金を取り崩して市町村に交付することになり、また第4期において積み立てた町の介護給付費準備基金の一部を計画的に取り崩し第1号被保険者の保険料の上昇を最小限に抑えます。この最後の項目はずっと每期、必ずこれに書いてあります。その取り崩して、基金を取り崩して上昇を最小限に抑えます。私たちも定例会ごとにこのいろんな基金の保有状況を見せていただいています。今回のあれですと、介護給付費準備基金が令和3年度中は保有残高が1,076万7千円とあります。この基金についてなんですが、この基金の主なルールといいますか、その辺、国からどういう指導があって、この基金は自由に使っていいものなのか、自由に基金として積み上げていくべきなのか、どういうふうなルールでこう載せられているのか、その辺わかりやすく教えていただけたらと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 基金の関係でございまして、基本的に基金は一般会計等からの繰り入れ等はダメというかたちになっております。それで毎年、介護保険料の収支で当然、収入の方が多ければ基金の方に積み立ていたしますし、不足であれば基金から補填をさせていただくというかたちになってございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。5分です。

○5番（西山由美子君） それは別に国の方から、それはあまり使うんじゃないとか、そういう指導がある訳ではないですか。その自治体で考えて取り崩したり積み上げたりということはあるんですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 運用方法としては、自治体に委ねられていますけども、先ほど言ったように一般会計からの繰り入れという部分は禁止というかたちになってございます。ですからうちの町では保険料の先ほど議員おっしゃってましたけども上昇部分を抑制するために第6期では3,460万円ほど、7期では1,020万円ほど、今回の第8期につきましては基金が底をついてきたという部分もありまして450万円を抑制分として充てていただいております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 基金のことはわかりました。もう一つ原因なのかなと思ったのは、この計画書をずっと見てみますと今回の8期の計画書の中で推計を出しております。実績に基づいて推計を出しています。その中で、あと思ったのは、例えば居宅サービスの訪問介護とかがすごく多くなっています。これは多分、介護認定の方が多くなって訪問介護が増えたらという推計なんだろうと思うんですが、何かそういうふうにかう居宅サービスや地域密着型サービスが非常にすごく多くなって、この推計の給付費を増やすことによって、やっぱり介護保険料、当然上がりますよね。人数も減っている訳ですから。これは現実、実績から見て大丈夫なんでしょうか。もちろん職員専門の方がやっているの、そんな言い方おかしいかもしれませんが見込みとして。すいません。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議員おっしゃるように居宅サービスが増えているという傾向にあります。こちらにつきましては、特定施設生活という部分で有料老人ホーム等に入居している方が近年増えてきてございます。そういった部分で居宅サービス費用は上昇してございます。あと議員おっしゃるように当然サービス費が上がれば当然介護保険料にも影響があるということになってございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 介護保険制度の弱点なのかもしれませんが、保健師さんたちが一生懸命頑張って、皆さんに介護予防で体を元気にしようって百歳体操を一生懸命教えたり、それから介護保険ってこういう制度なんだよってことを知らせていくと、やっぱり利用する人も増えてきますし、増えていくと介護保険料も上がっていくと。どうしたらいいんでしょうね、町長。お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。2分です。

○町長（菊池一春君） 国が25%、そして都道府県が12.5%、市町村が12.5%、この枠組み決まっちゃってるんですよ。そして65歳以上と23%かな、それから64歳以下の人が27%で、給付費の全体の費用のそれで賄っている。ですから、最初の2000年にできた時からしてみたら利用者は3倍、経費も3倍になってきているんですよ、そして高齢化率が高まってきているというところから、この仕組みだったらもうそのまま介護保険料はグッと上がってくる。道内でうち60番目ですから。だけど全

道の平均からしてみると、カスカスちょっと下。全国からみると下になってきている。これはもっとうなぎ登りにいくんじゃないか。国は何を考えていくかという、今64歳から若い方の年齢、保険料徴収を下げようという考え方をもってます。それからケアマネジャーの費用は今かかんないんですよ。これも金をとるようにして、少しでも介護保険全体の金を膨らますような考え方を持っているようですけども、いずれにしても枠組みとして国の25%を30%にするとかですね、もう全然20年たって20年前とは全然状況違いますから。そういう抜本的な解決をしていかないと、うちには一般会計からいれちゃ駄目だというふうに言っている訳ですから、どうしようもできないという現実があります。こんなところを理解していただきながら、何とか介護をちゃんとして受けられるように我々も頑張っていかなきゃいけないなというふうに思っています。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 介護されなくても元気でいられるような年寄りになりましょう。

それではどうも本当にありがとうございました。

○議長（須河 徹君） 5番、西山由美子君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分